



京都産業大学法学部創設40周年記念シンポジウム記録

## 京産大法学部の挑戦

### ——専門職プログラムは何をめざすか——

#### 目次

#### 第1部 法学部における新たな専門職教育

##### 挨拶

京都産業大学理事長 廣岡 正久

##### 専門職プログラムの趣旨

京都産業大学法学部長 川合 全弘

##### 知財エキスパートプログラム

京都産業大学法学部教授 戸田 五郎

##### 人事・労務プログラム

京都産業大学法学部准教授 高島 淳子

##### 司法外国語プログラム

京都産業大学法学部准教授 須賀 博志

#### 第2部 司法外国語プログラムは何をめざすか

##### 基調講演「司法通訳の現状と課題」

神戸女学院大学文学部教授 長尾ひろみ

##### パネルディスカッション

神戸女学院大学文学部教授 長尾ひろみ

大阪地方裁判所判事（第6刑事部総括） 水島 和男

京都府警察本部警視

（刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室長） 村田 泰穂

京都産業大学大学院法務研究科教授 藤岡 一郎

（司会）京都産業大学法学部准教授 須賀 博志

##### 閉会あいさつ

京都産業大学法学部教授 戸田 五郎

## まえがき

京都産業大学法学部は、2007年、1967年の創設から40周年を迎え、それを記念するさまざまな行事をおこなった。そのメインイベントが、2007年11月24日（土）にメルパルク京都で開催された記念シンポジウムである。

このシンポジウムは2部構成でおこなわれた。第1部では、「法学部における新たな専門職教育」と題して、2007年度から本学部が主管となって推進している3つの専門職プログラムについて、法学部長と各プログラムの主任から紹介がなされた。

第2部では、「司法外国語プログラムは何をめざすか」と題して、とくに司法外国語プログラムを取りあげた。まず、基調講演として、法廷通訳人でもある神戸女学院大学教授・長尾ひろみ氏に「司法通訳の現状と課題」をご報告いただいた。次いで、長尾教授、大阪地方裁判所判事・水島和男氏、京都府警察本部刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室長（警視）・村田泰穂氏、京都産業大学大学院法務研究科教授・藤岡一郎氏によるパネルディスカッションがおこなわれた。外国人刑事事件や司法通訳をめぐる現状に始まり、通訳人に必要な能力や職業倫理、通訳人への教育や研修の現状、今後の司法通訳をめぐる課題など、多岐にわたる議論がおこなわれた。ここでの議論を通じて、司法通訳をめぐる状況があぶり出され、司法外国語プログラムがめざすべき目標や担うべき課題が明確になったと思われる。

このシンポジウムは、本学の司法外国語プログラムをこえて、通訳者や警察・法曹関係者そして大学の法学教育・語学教育の関係者にとっても、有益であると思われる。本誌に記録を掲載し、各位の参考に供する次第である。

(S)

## 第1部 法学部における新たな専門職教育

挨拶

京都産業大学理事長 廣岡 正久

学校法人京都産業大学理事長の廣岡でございます。開催にあたりひとこと、ごあいさつを申し上げます。

本日は、みなさまたいへんお忙しいなか、しかも秋もたけなわの3連休の土曜日——私もここにまいります前に駅の周辺を少し散策してまいりました。たいへんなにぎわいをしておりまして、ついこちらに来るのを忘れるような、そういうことではございましたけれども——そういう土曜日に、こうして京都産業大学法学部創設40周年記念シンポジウムにお越しくださしまして、ほんとうにありがとうございます。

ここに法曹界、行政府、学会等の専門家のみなさま、学校関係者、あるいはボランティアで司法通訳をお務めいただいている、そういう方々を多数お招きいたしまして、法学部創設40周年を記念する催しを挙げていくことは、私どもにとりまして何よりの喜びとするところでございます。これもひとえにみなさまのご理解とご支援のたまものでございまして、心より厚くお礼を申し上げます。

京都産業大学は、昭和40年、戦後の日本の精神的荒廃を憂え、人間教育の再建を決意されました荒木俊馬博士によって、将来の社会を担う人材の育成を目指す高邁な建学の精神のもと創設されました。創立当初は経済学部と理学部の2学部でございましたが、2年後の昭和42年には経営学部と外国語学部とともに法学部が設置され、その後工学部と文化学部が加わり7学部を擁する総合大学へと発展を遂げ、現在に至っております。

私ども京都産業大学が、創立以来の42年の歩みにおいて不断に心掛けてまいりましたのは、大学が果たすべき社会貢献という使命の重要性でございました。こんにちでは広く常識となっております産学協同の理念を堂々と掲げ、研究と教育の充実に努力を結集してまいりましたのも、まさ

にそうした意味においてにはかなりません。

法学部におきましては、これまで民間企業で活躍する有為の人材にとどまらず、数多くの法曹や公務員、あるいは研究者を育成し、社会に送り出してまいりました。

現在、私どもは大学のさらなる充実と発展を目指してグランドデザインを作成し、さまざまな改革事業に取り組んでおりますが、このたび法学部に新たに設置されました人事・労務、知財エキスパート、および司法外国語の3つの履修プログラムも、そうした事業の1つでございまして、専門職教育とキャリア教育とを結びつけ、法学教育における新たな地平を切り開く試みであると同時に、私どもがこれまで努力してまいりました社会貢献の幅を広げ、その質を高めて、より充実したものとすることになると確信しております。

このあとに予定しております記念シンポジウム「京産大法学部の挑戦」は、私ども法学部のメッセージを発信し、みなさまのご理解を得るうえでも、そのタイトルにふさわしい有意義な機会になるものと存じます。最後までご清聴くだされば幸いです。

最後になりましたが、ご多用中にもかかわらず、基調講演をお引き受けくださいました長尾ひろみ先生、パネラーをお務めいただきます水島先生、村田先生に心からの感謝を申しあげまして、私のごあいさつといたします。本日はどうもありがとうございました。

## 専門職プログラムの趣旨

京都産業大学法学部長 川合 全弘

法学部長の川合でございます。お忙しいところを、このように大勢のみなさまにご出席いただきましたことに、まずは心からお礼を申しあげます。ありがとうございました。

理事長から説明がございました本学のグランドデザインに呼応いたしまして、法学部におきましても、ここ数年来、法学教育の新しい展開とその

一層の充実を目指した改革に取り組んでまいりました。今日ご紹介するのは、その成果の一端でございます。詳細につきましては、のちほど個々の担当者からそれぞれご説明をいたします。それに先立ちまして、私からは総じてこの専門職プログラムの趣旨や、その背景にある問題意識につきまして、お話をさせていただきたいと存じます。

さて、理事長も申しましたように、「将来の社会を担って立つ指導的人材の育成」、すなわち一言でいえば社会貢献を本学の使命とするということが、荒木総長が掲げられた本学の建学の精神でございます。これを法学教育においてどう具体化するかということが、改革に際するわれわれの問題意識でございました。

もちろん申すまでもなく、そもそも法学という学問自体が社会の存立とその調和的な発展に深く関わる学問でございます。人間同士の争いを規律し、その調和的な相互関係を築くための規範やルールの体系を研究する法学こそは、社会科学のなかでももっとも歴史と伝統のある学問分野であり、社会科学のなかの社会科学であるといっても過言ではございません。したがって、この法学をしっかりと研究すること、そしてその教育を通じて法的精神と確かな規範意識を持った社会人を育成することが、法学部がなすべき第1の仕事であることには、今後とも変わりがないと存じます。

しかしながら他方で、昨今は、同世代の過半数が大学に進学するという大学の大量化の極みともいべき時代でございます。また社会の在り方も、戦後半世紀に及ぶ経済成長を経て大きく変わってまいりました。貧しさのなかから努力を積み重ねて徐々に豊かさを獲得してきたわれわれの世代とは異なり、こんにちの学生は、いわば豊かさの頂点のなかで生まれ育っております。しかし他方で、この若い世代は、将来の社会像とか、そこにおける自分の生き方はどうあるべきかということについては、必ずしも確かな展望を描くことができずにいるように思えます。こういう時代と社会のなかにおいて、実りある法学教育を行なうにはどのようにしたらよいのか。学生に日々接する身といたしまして、もっばら先に申しあげまし

た法学の伝統と権威に寄り掛かった形で語りかけるだけでは、学生の心に届く教育とはならない、ということを目下痛感しておるわけでございます。

先日ある社会学者が『読売新聞』に興味深い意見を寄せておられました。若者の社会意識の現状についての記事でございますけれども、それによりますと、繁栄した消費社会のなかで育った若者たちにとっては、総じて社会経験というものが、ものを消費するという経験に縮小してしまっている。彼らにはそれ以外の社会経験を持つことが非常に困難になっている、とありました。具体的にいきますと、たとえばコンビニとかレストランとかで、お金を払って物品やサービスの提供を受けるということが、若い世代にとって幼いころからなじんできた基本的な社会経験であり、そういう経験のなかでは彼らの社会意識というものは、なかなか消費者の意識を超えることができません。たとえていえば、若い世代にとって社会というものは、あたかもそこにコインを入れると望む品物がゴロンゴロンと出てくる巨大な自動販売機のようなものとしてイメージされていて、自分もそこに一員として加わって、ほかの人々と一緒に協力してつくり上げていく人間関係の全体というふうにはイメージされていない。誰かほかの人が管理している自動販売機のように意識されているわけです。したがって、その社会学者は、今後若い世代に社会の受益者とか消費者としての意識だけではなくて、自分自身がその責任ある担い手である、社会の当事者であるという意識をどのように育んでいくのかということが、今後の日本社会の大きな課題である、というふうに結論づけておられました。

こういう言い方はやや誇張した表現であるとは存じますが、しかし、たしかにそういう傾向を若い世代から感じる場合がございます。しかも、そればかりではございません。むしろ大学関係者のあいだでも、あるいは大学改革をめぐる議論のなかにも、このような社会状況にいわば追随をして、学生をお客として論じるような軽率な風潮も一部にございます。このような風潮のなかでは、高等教育というものが、授業料を対価として知識を学生に提供する一種のサービス産業として論じられております。しかし

ながら、そのような高等教育の在り方によっては——それを教育と呼ぶのが妥当かどうかは別といたしまして——そのような教育によっては、たとえ知的な消費者を育てることはできたとしましても、自ら社会を担う人材を育てることに決してつながらない、私どもは自戒の気持ちも込めまして、そのように考えております。

おおむねこのような問題意識に立ちまして、私どもは法学教育の新しい展開に取り組んでまいりました。その成果の一端が、これからご紹介する専門職プログラムでございます。私からは、この専門職プログラムの2つの特徴、つまり実務界との連携による教育だということと、それから学際的な教育だということ、この2つの特徴につきましてご説明をいたしたいと思っております。

まず第1の特徴である実務性ということについて申し上げます。専門職プログラムは、それぞれ法学に深いかかわりのある実務専門職をプログラムの目標に掲げております。すなわち、知財エキスパートプログラムは弁理士、人事・労務プログラムは社会保険労務士、司法外国語プログラムは司法通訳人の養成がその目標でございます。しかしながら、そうはいいまして、これらのプログラムはこれらの専門職に就くための資格試験の合格を唯一の目的とした、いわば専門学校の教育とは一線を画すものでございます。いま申しました専門職は、私が申しあげるまでもなく、高度に産業化した今日の社会を支え、運営するために、それぞれ重要な役割を担っています。これらの専門職がどのような社会的役割を担い、またその役割を果たすためにはどのような知識と素養と研鑽が必要であるかを、実務経験を通じて学生に伝えること、つまり具体的、経験的なかたちで職業観を養成すること、これがこれらのプログラムの主たる目的をなしております。

言い換えますと、専門職プログラムは実務専門職の養成を目標に掲げることを通じて、法学教育のなかに法学の社会的な役割の認識や、学生における社会人としての自覚を育むといった要素を導入することを狙ったものでございます。学生に、授業料と引き換えに知識を与えられるというだけ

の受け身の立場から、むしろ自らが社会の担い手に成長していこうという能動的な立場への意識転換を促すこと、単に消費者であるばかりでなく、社会の当事者としての自覚を促すこと、ここに専門職プログラムの狙いがございます。そのためにこのプログラムでは、実務各界との連携のもとに、実務専門家の方々によるリレー講義や演習や、実務現場での実習の課目を数多く設置し、学生が社会をつくり、それを運営する立場に身を置いてみるという経験を積めるように工夫をいたしております。

次に第2の特徴、つまり学際性ということでございますが、これについて申し上げますと、本学は理系、文系合わせて7つの学部——来年度からは8つになりますが——これらの学部が1つのキャンパスに同居するという、この規模の大学では珍しい恵まれた教育環境を有しております。この環境を単に地理的な同居ということにとどめずに、教育の内容に反映させることが専門職プログラムのもう1つの狙いでございます。具体的に申し上げますと、知財エキスパートプログラムは法学と理学や工学、人事・労務プログラムは法学と経営学や経済学、司法外国語プログラムは法学と外国語学との組み合わせによって成り立っております。今日の社会における課題や問題というものは極めて複雑化しておりまして、どのような問題も、それに対処するためには多くの専門分野の知識を動員することが必要となっておりまして、とりわけ、われわれの専門職プログラムが目標として掲げております3つの実務専門職はいずれも、複数の分野の専門知識を必要不可欠とする典型的な職業分野ではなからうかと存じます。

ひるがえって、この学際的な教育の方法は、法学教育自体にとっても有益であるというふうに私どもは考えております。こんにち一般的には、学際的で融合的な教育が必要であるという、そのこと自体は広く認識され、また叫ばれているところでございますけれども、実際にはそれがなかなか実現をいたしておりません。その理由は、先ほど申しあげた地理的な環境条件ということもさることながら、むしろ本質的には他の学問分野をカリキュラムのなかに組み込むということが、専門教育にとって負担に感じられるという点にあるのではないかと存じます。つまり、法学教育を例にと

りますと、法学を教えるだけでもたいへんなのに、あわせて経営学や経済学や外国語学や、まして理学や工学といった理系の分野までをも教えるということは、途方もない負担として意識されるという問題があるわけでございます。たしかに法学教育におきましては、法学を教える、法学という専門学の教育が中心になるということは、いうまでもございません。しかしながら他方で、法学教育というものがほんとうに実りのあるものとなるためには、法学が社会全体のなかでどういう位置にあって、どういう役割を果たしているのかという法学の社会的な意義とか、あるいは法学が他の専門学とどうかかわりを有しているのかという、学問全体のなかでの相互関係、全体的な学問観、こういうことに関する理解を学生自身が持つ、培うということが実は必要になってまいります。といいますのも、法学なら法学という学問を学ぶ動機が、それによって初めて確かなものとなり、またそこで学んだ知識がほんとうの意味で生きた知識になってくると思われるからでございます。そしてこのような理解を備えた学生こそが、複雑な社会のなかで自ら課題を見出し、その課題の解決策を自ら考えることができる指導の人材、荒木総長が理想とされたような指導の人材となり得るはずだということが、われわれの確信でございます。そしてこれが、このたび専門職プログラムの設置に踏み切った最大の理由でございます。

さて、社会への貢献を目指した法学教育の新しい展開の取り組みは、この専門職プログラムに尽きるわけではございません。実は再来年4月の設置を目標にいたしまして、いまのところ仮称ではございますけれども、法政策学科という新しい学科の構想を目下進めております。これは専門職プログラムと同様に、実務界との連携のもとに、法学教育の実務的・政策論的な展開を新学科の設置というかたちでおこなうことを目指したものでございます。この新学科では、「人間の安全保障」、「社会安全」、「社会政策」、「行政」、「法制歴史」、これら5つの教育プログラムを設けまして、たとえば、いじめとか家庭内暴力でありますとか、あるいは医療や年金、あるいは都市環境政策、あるいは防衛や防災など、こんにちの社会における重要な課題との政策論的な取り組みを試みる予定にいたしております。

準備が整いしだい、公表をいたすつもりであります。

最後に、この場をお借りしまして、みなさま方に本学部の教育に対するご理解とご支援をお願いいたしたいと存じます。

本日は、ご来賓として数十名にのぼる専門家の方々にもご出席をいただいております。私どもの専門職プログラムは、多数の実務専門家の方々のご協力を得て実現いたしました。法曹、警察、弁理士、社会保険労務士、司法通訳、企業、行政、マスコミ、自衛隊など各界から、あるいは講師としてお越しいただき、あるいは実地見学や実習の受け入れ先などとして、常日頃まことに大きなご助力をいただいております。社会を担うとはどういうことなのか、法学が社会のなかでどのような役割を果たしているのかということについて、本学の学生のために、生身の人間の経験を通じて理解する得がたい機会を与えていただいております。深く感謝を申し上げますとともに、今後ともご理解とご支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げます。

また本日は、高大連携の推進の趣旨から、高等学校の先生方をはじめとする教育界の方々も多数お招きさせていただきました。また高校生や本学在学学生のご父兄の方々も多数お見えになっておられることと存じます。若い世代を将来の社会を担って立つ有為の人材に育てるために、高大間の連携の意義はますます重要になっているものと存じます。しっかりとした社会観・職業観に立って、高い志を掲げて勉学に励む学生を育てることは、高校と大学に共通する課題でございます。またそれは、子を持つすべての親に共通する願いでもあろうかと存じます。私どもは今後ともそのような目標に向かって高大連携を推進してまいり所存でございますので、何とぞご理解とご支援を賜りますよう、心からお願いを申しあげるしだいでございます。

以上をもちまして、専門職プログラムについての趣旨説明に代えさせていただきます。ありがとうございました。

## 知財エキスパートプログラム

京都産業大学法学部教授 戸田 五郎

お待たせをいたしました。それではまず私の方より、知財エキスパートプログラムの概要についてご説明申しあげることといたします。

私は、このプログラムの主任を仰せつかっております京都産業大学法学部の戸田五郎と申します。私自身は「国際法」を専門にしておりまして、知財という分野については門外漢でございますけれども、幸いにも今年度より法学部に、知財分野におけるまさにエキスパートで、弁護士であります白波瀬文夫教授を迎え、また、同じく知財エキスパートの弁護士であり本学法務研究科教授の釜田佳孝先生のご助力を得て、来年度よりの本プログラムの本格的なスタートに備えているところでございます。

知財エキスパートプログラムにつきましてご説明申しあげます前に、3つのプログラムに共通いたしますことがらについて、少しだけご説明申しあげたく存じます。先ほど学部長よりご説明申しあげました内容と若干重複いたしますが、ご容赦いただけますよう、お願いいたします。

まずこの知財エキスパートプログラム、その「プログラム」とは何かということについて、簡単にご説明申しあげたく存じます。このプログラム制は、私どもが従来より法学部のカリキュラムにおいて採用してまいりましたもので、個々の学生諸君が想定している将来の進路に合わせた履修の指針を提供することを趣旨として設定してきたものでございます。

法学部では「民法」および「刑法」のうち、それぞれ1科目ずつを必修としておりますほかは、すべて選択科目とし、可能な限り個々の学生諸君の関心に沿った自由な履修ができるシステムとしておりますが、そのような自由な履修の枠組みを崩すことなく、おのおのの進路に応じた系統的履修を可能とするというのが、このプログラム制の最大の眼目であります。したがって、学生諸君はあるプログラムに登録をいたしますが、その構成科目の履修の如何が卒業要件にかかわってくるということはございません。

このように、自由な履修と系統的履修の両立がプログラム制の特徴であります。ただ課題といたしまして、縛りが無い分、必ずしもすべての学生諸君がプログラムの趣旨に合った系統的履修を一貫しておこなっているというわけではないということがございます。

本日よりご紹介を申し上げますこの3つの専門職プログラムは、法学部独自の取組みでありますと同時に、本学が全学的に推進している「テーマ別融合プログラム」と称します履修プログラムの一環として位置付けられます。これは1拠点にすべての部局が集中しているという——先ほど学部長からもご説明を申し上げましたように——同規模の大学のなかではむしろ珍しい本学の環境を生かし、学部学科を越えたフレキシブルな、かつ学際的な履修プログラムを設定していくということを趣旨としたものでございます。この流れを受けて、法学部では、従来からプログラム制を採用してきた経験と、あわせて認識してきた課題にも照らして、新たに専門性を伴う職種への進路を前提としたプログラムを開設することといたしました次第です。

この新たな履修プログラムにおいて目指しましたのは以下の点でございます。すなわち第1に、プログラムの履修と進路との関係をより緊密なものとし、目指す職種への実質的な意味での橋渡しの役割を担う。そして第2に、そのために各プログラムに固有の上級科目を設定し、その履修にはプログラム登録とともに、特定の基幹的な科目を履修済みであることを要件とするなど、プログラム自体の系統性を高め、また修了者にはプログラム修了証を発行する。このようなことを通じまして、履修者のプログラムへのいわば帰属意識、ひいては進路への明確な意識を涵養するということを、この法学部の3つの専門職プログラムは趣旨としているということでございます。

知財エキスパートプログラムのご説明に入らせていただきますが、専門職プログラムとしての知財エキスパートプログラムの第1の特徴は、文科系・理料系の両系にまたがる履修プログラムであるということでございます。対象とする進路は弁理士、あるいは企業等の知財関連部門でございます。

すけれども、知財関連の職種は特許の出願や登録、知財管理、さらには知財関連訴訟の遂行というような側面では高度な法律の専門知識を必要といたします一方で、たとえば発明に対する理解という側面では科学技術面での専門知識を必要としてまいります。

したがって、このプログラムは法学部と理科系の、現在理学部および工学部の2学部、さらに来年度からはコンピューター理工学部が新設されますので、あわせて3学部の学生諸君を主な履修者として想定し、法律と科学技術の双方の分野に関する幅広い知識及び素養の獲得と、それを通じた弁理士等、知財関連職種の職業観を養成することを目的とするものであります。

ただ、これまで本学出身者で多数の弁理士を輩出しておりますけれども、その出身学部をみてみますと、経済、経営、外国語など多岐にわたっております。先日11月7日に、このプログラムの説明会を学内でおこないましたが、その出席者も現在7学部あるうちの6学部にわたっており、履修者の幅はさらに広がっていくということも予測されるところでございます。またそのあくる日、11月8日には、本学出身の弁理士第1号である玉田修三先生と、本学法務研究科の三山峻司教授をお招きして、開設記念講演会をおこないました。これも40周年記念事業の1つでございませう。

先に述べましたように、このプログラムは進路に合わせた系統的履修の指針を与えるものであって、資格試験対策講座ではないものでございます。もっとも本学で課外講座を担当するキャリア教育研究開発センターと協力して、この面でのニーズにも対応していくことは考えております。

ここにスライドで弁理士試験の概要を掲げましたのは、主にこの職種で必要とされる専門知識または素養をお示しするということが趣旨でありまして、この知財エキスパートプログラムもそれに沿うかたちで構成されております。この試験は法律科目のみでの受験も可能でございますけれども、選択科目として理工系科目が設定されております。近時の弁理士試験合格者では、理科系の学部出身者がほぼ7割から8割を占めており、とり

わけこの理工系学生諸君の需要に対応していくことがこのプログラムには求められておりますが、先に述べましたように、本学でみる限り、文科系のほぼ各学部からも弁理士を輩出しているといってもよく、文理両系の学生諸君への対応が必要であるということはいうまでもありません。

知財エキスパートプログラムの構成科目は、基幹科目群と重点科目群に分けられます。そのうち基幹科目は、このスライドでお示したようなものとなっております。1年次で「民法」の基礎的な知識を得たものを対象として、登録定員は50名とし、「知的財産法」の基本的な知識を2年次において獲得し、また各界実務家を招いてのリレー講義で、知財関連の業務の実際に触れる機会を得たうえで、3年次の通年科目である「知的財産実務演習」に進みます。その履修者のなかからインターンシップ科目である「知的財産実習」を履修するものを選抜する。このような順序になっております。

この演習および実習はプログラムの固有の科目でありまして、プログラム登録者のみに開かれているものでございます。この段階に進み、重点科目を含めて一定の単位数を修得したものに修了証を交付いたします。演習および実習の開講は再来年度というかたちになりますが、この演習では実際におこなわれた発明を事例として用いて、その特許出願登録、さらには当該特許をめぐる紛争解決といったものをシミュレートするなど、実際に即した内容を織り込んでいくということになってまいります。

重点科目を含めた科目構成はスライドに示しましたようになっております。今後さらに、特に理工系の科目の充実に努めていく所存でございます。

テーマ別融合プログラムの適用は今年度の入学者から始まっており、知財エキスパートプログラムの実質的稼働は来年度からということになりますが、このプログラム初年度生の学部卒業時期をにらんで、法学研究科に「知的財産法」に関するプログラムを開設するというを構想しているところでございます。それは、ひとつには弁理士試験がかなりの難関であり、本格的に資格取得を目指す場合には腰を据えた準備が必要になるとい

うこともございますが、とりわけ理科系の学生にとって各学部での必修科目がかなり多く、学部レベルで法律科目を含めた系統的履修を保証することが必ずしも容易ではないということが背景にございます。理工系学部から法学研究科に進学し、弁理士等を目指すというコースを将来にわたって確立してまいりたいと考えているしだいでございます。またこのプログラムを履修して、法務研究科に進み、知財に強い法曹となっていく。そのようなコースも模索してまいりたいと思います。

以上のような知財エキスパートプログラムから想定される進路を図にしたものが、これでございます。現在は本格的な稼働に向け、さらに将来的な構想に基づいて準備を進めているところでございますが、運用にあたってはまだまだ未知数が多く、今後さまざまな課題が出てくることも予測されます。発展途上のプログラムとして、この場においでの皆様をはじめとして、関係各位のご指導ご鞭撻を得て、さらなる充実に努めてまいりたいと考えておる次第であります。

以上で、私のほうからのご説明は終わらせていただきます。

## 人事・労務プログラム

京都産業大学法学部准教授 高島 淳子

先ほどご紹介いただきました高島と申します。私は、この人事・労務プログラムの主任を務めさせていただきます。専門といたしましては「社会保障法」、「労働法」でございますので、まさにこのプログラムの対象となる領域を専門としております。ただ、あとで出てまいります、本プログラムは経営学とかなり親密な関係を持って進めてまいります、私は経営学に関する知識は持ち合わせてございませんので、この分野に関しましては、本学経営学部で「人的資源管理論」をご担当されていらっしゃる三輪卓己准教授のお力をいただいております。また実務に関しましては、本学の卒業生であり、また特定社会保険労務士としてご活躍されておられます田中一弘先生に多大なご協力をいただいて、ただいま準備を進めてい

るところでございます。

では早速、人事・労務プログラムの趣旨と概要に関して、私から説明をさせていただきます。主な内容はプログラムの目的、構成、また今後の課題となっております。パワーポイントで作成しました資料が、お手元のレジュメ・資料集のなかに入っているかと思しますので、そちらをご参照のうえ、お聞きいただきますようお願いいたします。それでは早速始めさせていただきます。

まず人事・労務プログラムの目的ですが、これはいうまでもなく人事・労務分野の専門家を養成するということでございます。具体的に念頭においておりますのは、社会保険労務士でございます。この会場にも数人の方にお越しいただいておりますが、以前から本学の卒業生の方のなかには、社会保険労務士としてご活躍されていらっしゃる方がございます。社会保険労務士は「労働法」「社会保険法」分野のエキスパートでございます。最近では個別労働関係紛争の解決援助に携わるには特定社会保険労務士という、さらに上級の資格が必要となるのですが、こうした分野にも活動の場を広げています。最近も「消えた年金問題」というのが起きましたけれども、ああした問題に関しましても社会保険労務士の先生方はご活躍をされていらっしゃいます。また、働く人々の意識の高まりというのもございまして、以前にも増して労務管理に力を注ぐ企業が、これから増えてくると考えております。そうした状況のなかで、社会保険労務士はまさに人事・労務のプロフェッショナルとして、非常に注目される職業だと考えております。

さらに、このプログラムは、広く民間企業の人事・労務分野で働く者の養成というものも視野に入れております。専門家だけでなく、企業の内部にこうした専門的知識を持った者がいるというのは非常に望ましいことだと思いますし、本学の学生の実際の進路状況をみましても、大半が民間企業に就職をいたします。そこで、このプログラムに関しましては在学中に社会保険労務士の資格を取り、それを持って民間企業に就職をする、そういったキャリアを念頭においてございます。

このプログラムの特徴としましては、学部生を主に対象としていることがございます。広く学部学生を対象として、そのなかからできるだけ在学中に社会保険労務士の試験に合格をする、それを持って主体的に、自分の望む方向に進路を選択する、そうしたことを可能にしてみたいと考えております。

では、人事・労務のプロとなるには、どのような知識が必要となるのでしょうか。私たちは、これには3つの能力があると考えております。まず1つ目は労働法・社会保険法についての十分な法的知識でございます。こうした分野というのは非常に複雑でございまして、また最近是非常に変化の激しい分野でもございます。したがって、これらについての十分な、確かな知識を持ち合わせるものが、まず第1の条件となります。

2つ目は、人事制度にまつわる経営学の知識です。法的に正しい労務管理をおこなうということはもちろん前提となりますが、その結果、企業経営に大きなダメージを与えるというのでは、それは良策とはいえないでしょう。このプログラムでは経営学部の先生方のご協力を仰ぎ、プログラム内に多数の経営学に関する科目を入れてあります。法的知識と経営学に関するセンス、この2つを兼ね備えた人材の育成を目指しております。

さらに3つ目は、対人能力です。人事・労務というのは、まさに人を相手とする業務になります。ですから、人とうまくかかわることのできない者は、なかなかこの分野で力を発揮するのは難しいと思います。そこでプログラムのなかには、少人数科目を多数取り入れてございまして、そこで学生同士が切磋琢磨する、あるいは教員と、さらには実務家の方々と触れ合うなかで、学業面の知識に併せて対人的な能力にも磨きをかけてもらうということを目的の1つとしております。

つづいて、この人事・労務プログラムの対象者ですが、科目構成の関係から法学部と経営学部の学生が中心となっております。先日、このプログラムに関しましても登録の説明会を開催いたしました。その際に集まった学生の大半は法学部生、数名の経営学部生・経済学部生が参加しておりました。この結果はおおよそこちらの想定していたとおりでありますが、

その学生らと個別に話をしますと、非常に意欲が高いことがわかりました。社会保険労務士の受験も視野に入れて、1回生の秋という早い段階ではあるのですが、将来についてもしっかりとした考えを持っている、そういう学生が集まっていたのではないかと考えております。

つづいて、対象となる時期ですが、先ほど申しましたように1回生の秋にこのプログラムの登録をおこないまして、具体的には2回生以降で主要科目を履修していくというかたちになっております。このように登録制を採ることで、そこに参加する複数の学部 of 学生が1つの場に来ることが可能になります。本学は非常にたくさんの学生を抱える総合大学でございますので、なかなかすべての授業を少人数でおこなうというのは難しい状況にあります。また、すぐ近くで違った学部の学生がそれぞれの目的に応じて勉強しているにもかかわらず、サークルやクラブ活動以外の部分では、なかなか他学部の学生と接する機会がないというのが現状でございます。そこで、このプログラムでは、中心的な科目を複数学部から集めておりますが、それだけでなく、学生のほうも複数の学部から呼び寄せて1つの場に来る、そのグループの力を使って学生同士がよい刺激を与えながら成長していってもらう、そうしたことも1つの効果として狙っております。

つづきまして、プログラムの全体像をご確認いただきたいと思います。これ以降は、おそれいりますが時間の関係もございまして、適宜割愛しつつ進めさせていただきます。

このプログラムは、全体で3つのステップで構成されております。まず1つ目が、学習の基礎の形成です。具体的には、1回生の秋に一度自分の進路について深く考えるという機会を与えまして、その後の学習に必要な基本的な知識というものを身につけてもらいます。その内容というのは、具体的には「民法」や「経営学」となります。こうした科目は、法学部や経営学部の学生でありますと、たいていの学生が1回生のあいだに履修する科目でありますので、最低限これらの科目の内容はしっかりと身につけておいてもらおうという意図です。また、このプログラムはほかの学部の

学生にも門戸を開いておりますので、そうした他学部の学生に対しては入門的な科目を開講しております。

2つ目のステップは、専門的知識を身につけるという段階になります。ここに関しては、いくつか特徴のある科目を用意しておりますので、のちほど少しご紹介をさせていただきます。

最後は仕上げの段階となります。いわゆるゼミ形式の少人数の科目を最後に配置いたしまして、それまでに得た知識を十分に活かす、知識を総動員するかたちで、実際に問題となっている課題に取り組むという機会を最後に設けてございます。ここで知識を確かなものにして、実務で活かせるかたちにしていきたいと考えております。

第2ステップで触れました特色ある科目でございますが、その1つは、「人事・労務の実務」でございます。これは人事・労務の各分野でご活躍の実務家の方々にゲスト講師として来ていただきまして、毎回リレー講義のかたちで開催する予定でございます。幸い、多数の実務家の方々のご協力を得ることができました。詳細はお手元の資料にございますが、多数の方々にこの講義にあたってのご講演をお願いする予定になっております。早い時期に実務に触れることで、より学生のモチベーションを高めたい、そのように考えております。

もう1つは、「人事・労務インターンシップ」でございます。本学は以前からこのインターンシップに力を入れてきておりますが、学生の満足度も高く、非常にいい効果が得られているといわれております。なかでも、もっとも重要な効果というのは、気づきが得られることであります。つまり、インターンシップを通じて、学生自らが自分の進路について熟考する、そうした機会をこのインターンシップによって得られるといった評価が与えられております。そこでこのプログラムに関しましても、2回生の夏休みという早い時期にこのインターンシップを実施いたしまして、学生にいい刺激を与えたいと考えております。もちろん対象となる業務が働く方々の個人情報、あるいは顧客の企業秘密といったところに深くかかわる内容でございますので、この実施にあたりましては事前学習を徹底する、

あるいは実習内容を多少制限していただくといった工夫が必要であろうかと考えております。

このようなかたちで必要な専門科目、または演習科目を履修した学生に対しましては、最後にプログラムの認定証を発行いたします。これがあるというのが、学生にとりましては1つのモチベーションになりますし、これを手にできるということは、在学中にある程度まとまった、しかも自分で考えながらその知識を身につけていった、そうした証しになると思いますので、これをもとに就職活動をおこなえば、企業の方々にもいい印象を持っていただくことができるのではないかと考えております。

最後に、簡単ではございますが、今後取り組むべき課題について申し上げたいと思います。まずは、実務家の方々との協同でございます。これに関しましては、7月にすでに開設記念講演会というかたちで、JR西日本人事部の奥野氏と、先ほど触れさせていただきました田中先生にご協力いただきまして開催をいたしました。このプログラム自体は、その実務の方々との協同なくしては、いい内容にすることはできませんので、より有意義なものとしていくためにも、ぜひともこの協同をさらに進めてまいりたいと考えております。

また重要なのは、学生のモチベーションの付与とその維持でございます。すでにこれに関しては、いくつかの工夫を設けたつもりではございますが、人事・労務の分野というのは、学生にとりましてはなかなか頭に思い描きにくい、企業の根幹にある業務でありながら、営業等とは違って目に見えにくい業務であるかと思えます。そこに興味を持たせるためには、さらに強く学生らにアピールしていくということが必要不可欠ななろうかと思えます。学生自らが主体的に行動する、それをプログラムの核としていきたいと思えますので、今後は高校生、あるいは受験生の方々にも強くアピールをしていきたいと思えます。

さらに重要なのは実績の部分でございます。社会保険労務士試験の合格者、あるいはそれを武器としたかたちでの就職の実現でございます。こうした実績が伴えば、プログラムに関する認知度というもの、おのずと高

まっけてまいりますので、このプログラムをすすめることで、また卒業生の先生方のお力も借りながら、この実績を上げられるよう努めてまいりたいと思います。

今回のシンポジウムでは、ここにいらっしゃるみなさま方のご意見、ご指導を、ぜひとも賜りたいと考えております。まだスタートしたばかりで至らない点も多々あるかと思っておりますので、ぜひ忌憚のないご意見をちょうだいしたいと思います。

これで私からの報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

## 司法外国語プログラム

京都産業大学法学部准教授 須賀 博志

司法外国語プログラムの主任を務めている須賀でございます。よろしくお願ひします。お手元の資料にありますように、スライド1にある順番で話をしていきたいと思ひます。このプログラムに関しては、第2部のシンポジウムのメインテーマとなっておりますので、ここではかいつまんでポイントだけをお話をいたします。

まず、この司法外国語プログラムという履修プログラムの目的でございます

### スライド 1

#### 司法外国語プログラム

- プログラムの目的
  - 対象
  - 養成すべき能力
- プログラムの構成
  - 概観
  - 特色ある科目
- 運営上の課題
  - 授業手法・教材の開発
  - 学生のモチベーションの維持
  - 修了認定の社会的通用力の確保
  - 社会人の研修ニーズへの対応
- 他大学の取組みとの比較

須賀 博志（法学部准教授）

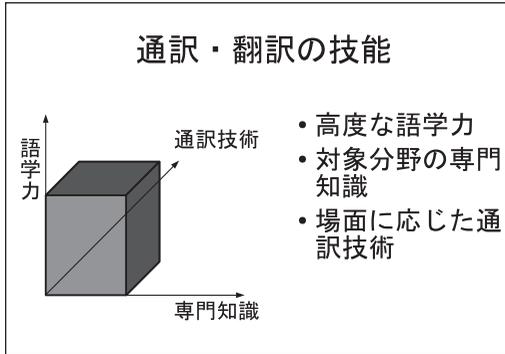
### 司法外国語プログラムの目的

- 養成する人材
  - 中国人の被疑者・被告人・被害者と日本人の捜査・裁判関係者とのコミュニケーションの媒介
  - 司法通訳人  
警察官
- 主たる対象
  - 外国語学部学生
  - 法学部学生

ます。この10年ほど日本へ来られる外国人が増えておりまして、その結果、平成元年に比べると十数倍の外国人犯罪が起っております。外国人の犯罪が起りますと、捜査をする側、裁判をする側、あるいは弁護をする側というのは日本人でありますので、うまくコミュニケーションが取れないという問題が起りまして、当然、通訳をする方が必要になってまいります。代表的なのは司法通訳というお仕事ですが、ただ警察の段階では、警察官つまり捜査をする捜査官自身が外国語を話せるほうが、効率もいいですし、手っ取り早いというところもございます。そこで、このプログラムの目的の1つは司法通訳人を養成することですが、もう1つは、外国語に通じる警察官を養成したいという目的もあります。

通訳人になろうというのは外国語学部の学生でありましょうし、警察官になりたいというのは法学部の学生が多いわけです。そのほか、外国語学部出身の警察官の方もおられますし、経済学部などの学生も少しは警察官を志望するでしょう。その結果、主たる対象としては、通訳者になりたい外国語学部の学生と、警察官になりたい法学部の学生が念頭に置かれることとなります。

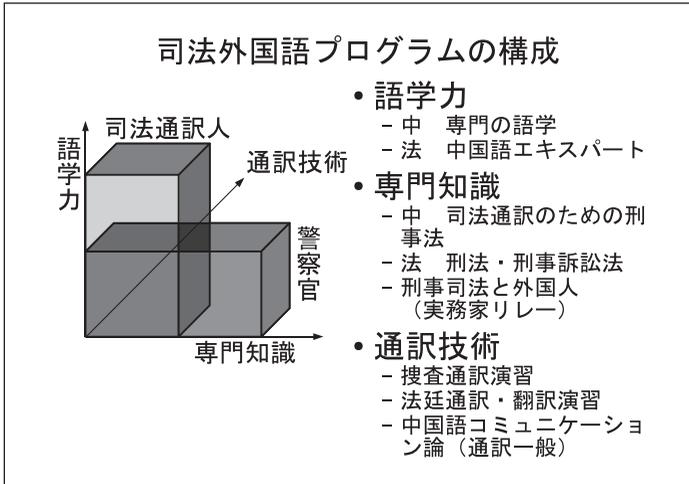
プログラムの基礎となっている、科目構成を考えるうえでの、基本的な考え方は、次のとおりでございます。そもそも、通訳あるいは翻訳の能力というのは、単に語学ができるだけではだめだといわれています。語学だ



けではなくて、通訳をする分野で出てくる言葉の意味がわからなければいけない。スライド3では専門知識と書いています。司法通訳の場合は、犯罪あるいは裁判・捜査というところで使われる特別な専門用語の意味がわかって、だいたいどのように手続きの流れが進んでいくのか、いま訳しているのはどの段階の話なのか、こういうことがわかっていなければ、正確な通訳はできないということになります。

実はそれだけではありません。第3に、場面に応じた通訳のやり方があるようでして、例えば司法通訳は、会議通訳や商談通訳とは全然違うとのこと。司法通訳では同時通訳というのは決してやらない、必ず逐次通訳でありまして、しかも——このあとで長尾先生がお話しになるとは思います——まったく省略をしないように、ニュアンスまで正確に訳すということが要求される。そのための特別なスキルというものも、必要になってくるわけです。ですから、比喩的に書きますと、スライド3で掲げている立方体の体積に当たるものが通訳の能力であって、3つの力をバランスよく付けなければいけない、ということになります。

では、この司法外国語プログラムで養成すべき能力はどうか、ということなのですが、よく考えてみましたら、司法通訳人に要求される能力と、逮捕の場面で中国語で「おまえを逮捕する」と言って令状を見せる警察官とでは、要求される能力がちょっと違うのではないかと考えた次第であ



ります (スライド 4 参照)。司法通訳人に関しては、語学が抜群によくできるというのが、当然必要であります。これに対して警察官の場合は、通訳をするだけではなくて、自分でも捜査の手続きに関して判断をする、取調べで何を聞か判断する、ということが必要です。もちろんその能力は警察の研修でしっかり教えられるでしょうが、少なくとも、研修でいわれていることがわかるような法学の知識も必要であろう、と思います。

その結果、中国語学科の学生については、もともと語学を専門として勉強しているわけですので、それにプラスして、法学部よりは少しレベルの低いといいますか、より簡単な専門知識の教え方をします。逆に法学部の学生には、専門の授業として「刑法」や「刑事訴訟法」をみっちりたたき込んでいるわけですので、それにプラスして——中国語学科の学生ほどにはいかないのですが——週に4回という、かなりインテンシブな中国語の授業を受けるというかたちにいたしました。法学部生に受けさせるインテンシブな中国語の授業は、従来から全学共通科目として存在している「中国語エキスパート」という科目を、司法外国語プログラムの必須科目として利用させてもらっています。

それだけではありません。この司法通訳に必要な能力として、通訳スキル、特別な通訳の方法があると申しましたけれども、この点についてきちんと練習をさせる必要がございます。そこで、最後のところに書いております「捜査通訳演習」、あるいは「法廷通訳・翻訳演習」といった科目をつくりました。これは何をやるかといいますと、司法通訳の模擬体験です。模擬取調べ、模擬裁判を通じて、実際にロールプレイングをやっていくという科目でございます。通訳技術のところきちんと目を向けて、総合的にその力を付けさせようという目的で科目を構成いたしました。

ちょっとはしょってしましまして、中国語、中国語と口走っておりますが、この司法外国語プログラムの対象は、取りあえず中国語に限定しております。なぜかといいますと、この演習科目をやるためには、それぞれの言語ごとにクラスをつくらなければいけないわけですが、いまのところ本学には司法通訳を教えられる教員は中国語の関講師しかいないという事情があります。それから、シンポジウムでお話が出てくるとは思いますが、一番必要とされている言語が中国語である、という理由もあります。

学生の立場から流れをみてみますと、だいたいスライド5の表のようになっております。語学に関しては、1年次の最初からしっかりやらせてもらうこととなります。ただ中国語がものになるかどうかというのは、だいたいいまごろ、4月から半年ほど勉強した秋のころになって、本人にもわかってくるとは思いますので、その段階でもっと勉強したいと思う学生に、プログラム登録すなわち履修意思の表明をさせます。先週、それを締め切りましたが、定員25名としておりましたところ、30名を超える応募がありまして、<sup>(1)</sup>まづまづの滑り出しと考えております。そのあと2年次で、スライド5では斜体の文字で書いた専門知識にかかわるものと、語学力をさらに高める科目を配置しております。3年次で総まとめとして、先ほど申しました演習科目を置くという流れです。

少し時間がなくなってきましたので、特色のある科目については簡単に触れます。実務との連携ということで、「刑事司法と外国人」という科目をつくることにいたしました。これは、ほかのプログラムと同様の、実務

司法外国語プログラムの構成			
	警察官をめざす 法学部生	共通	司法通訳人をめざす 中国語学科生
1年次	中国語エキスパート 刑法Ⅰ(総論)	プログラム登録	《専攻語》
春休み		司法における外国語の役割	
2年次	中国語エキスパート発展 刑法Ⅱ(各論) 刑事訴訟法	刑事司法と外国人	《専攻語》 司法通訳のための 刑事法
3年次		中国語コミュニケーション論(通訳論) 捜査通訳演習 法廷通訳翻訳演習	《専攻語》
4年次			

特色ある科目
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 刑事司法と外国人                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 実務家によるリレー講義</li> <li>- 京都府警・弁護士</li> </ul> </li> <li>• 捜査通訳演習</li> <li>• 法廷通訳・翻訳演習                             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 模擬取調べや模擬裁判の実習</li> <li>- 実践的な通訳・翻訳スキルの修得</li> <li>- 司法通訳人が指導</li> </ul> </li> </ul>

家によるリレー講義であります。京都府警察本部にたいへんご協力をいただきまして、14、15回の講義のうちの4ないし6回、半分弱の講義に、現役の警察官を派遣していただくことになっております。そこで、外国人の犯罪状況がどうなっているか、捜査の手続きはどうやって進むのか、どういふところに気をつけて通訳・翻訳をしたらいいのか、ということをお話しさせていただきます。後半は裁判の話となりまして、弁護士さんに依頼をし

て、裁判の流れについて実務の観点から教えていただきたいと考えております。後半の2科目「捜査通訳演習」と「法廷通訳・翻訳演習」ですが、これは先ほどお話ししましたように、司法通訳人が指導する授業で、模擬取調べ・模擬裁判という実践的な内容になります。

時間が迫っておりますが、運営上の課題についていくつかお話をさせていただきます。現在われわれが一所懸命取り組んでいるのは何かといいますと、1番は、演習科目2科目の教材開発でございます。実は、同じような模擬取調べ・模擬裁判をやっている大学はないようでして、そのための教材は市販されておりませんので、ゼロからつくらなければいけない。本学には、司法通訳人をやっている中国語学科の教員がおりますし、そのほか刑法・刑事訴訟法の教員が入りましてワーキンググループをつくりまして、さらに警察官あるいは検察官といった実務家の方々のご意見も聞きながら、模擬取調べ・模擬裁判のシナリオづくりをやっているところです。このあと、中国語ネイティブの優秀な刑法研究者にご協力いただき、翻訳をしていただいて、日本語と中国語の対訳本をつくらうと考えております。そのうちの通訳者が話す部分を隠したかたちで学生には教材を渡して、それを練習させるという方法で、授業を運営していくことになります。

2番目が、学生のモチベーション、やる気の維持であります。これには、本学ですでに定評のあるキャリア教育の手法を導入したいと考えてお

## スライド 7

### 運営上の課題

- 演習科目の教材開発
  - 司法通訳人と刑事法教員との協力
  - 中国語ネイティブの研究者による翻訳
- 学生のモチベーションの維持
  - キャリア教育手法の導入
  - 現場をみせる 十 目標の明確化
  - 社会人との混合教育

ります。要するに、将来像をはっきりさせれば学生は勉強する、ということですので、最初の段階——プログラムを登録するのが1年次の秋です。で、その直後の1年次の春休みの段階——で現場を見せる作業をしたいと考えております。実際には、裁判所に傍聴に行くとか、警察本部に見学に行く、あるいは警察官や司法通訳をやっておられる方にインタビューをさせる、というような授業を考えておまして、導入科目と位置づけております。

それから3番目に、通訳者の方々の話を聞きますと、刑法などの話を聞く機会はあまり多くない、研修を受ける機会が少ない、ということがあります。これについても、ぜひ本学の新しくつくる科目に、多くの現役の通訳者、若手の通訳者の方に来ていただいて、キャリアアップの機会にしていきたいと考えております。科目等履修生として受け入れることとなりますので、1科目につき2万5千円と、ちょっとお金がかかりますが、本学の社会貢献として意義のあることではないかと思っております。

最後に、ほかのプログラムでもありましたように修了証を発行いたします。けれども、それがほんとうに使えるものなのかどうか、という課題があると思われまます。まずは成績評価をきちんとやることによって、ちゃんとした能力のある学生だけに修了証が出るようにすることが必要です。しかし、修了証は、いかんせん、単なる私立大学が出している私文書に過ぎ

## スライド 8

### 運営上の課題

- 社会人の研修ニーズへの対応
  - 通訳者の司法通訳への職域拡大ニーズ
  - 司法通訳者の研修ニーズ
  - 科目等履修生として受け入れ
- 修了認定の社会的通用力の確保
  - 成績評価の厳格化
  - プログラム自体の広報の強化
  - 能力認定試験が必要か？

ませんので、このプログラムの社会的認知がどれほど進むかということによって、通用力が違ってくると思います。そのための広報もきちんとなければいけない。

それでも、ほんとうに修了証だけで充分か、という懸念もあります。学部レベルでこのような教育を受けて修了しました、というだけで即戦力として使えるかといいますと、おそらく現場で即戦力としては使えないだろう。警察官はともかく、少なくとも司法通訳人としては、まだ充分ではない。卒業後、自発的に勉強してもらわなければいけない。そうすると、修了した者のなかから特に優秀な人について、何らかのかなり厳しい試験を課して、きちんとした形で、この方は通訳人として使える能力がありますという認定、いわばプラチナ修了証のようなものをつくる必要が本当はあるのではないか、というふうに考えて、現在検討をしているところでございます。

このように今後さまざまな課題があるのですが、ほかの大学で、すでに似たような取り組みをしておられるところが2校ございまして、参考にさせてもらいました。いずれも大学院でございますが、このうち大阪大学

スライド 9

他大学の取組みとの比較			
大学名	大阪(外国語)大学	神戸女学院大学	京都産業大学
開設主体	大学院言語文化研究科言語社会専攻	大学院文学研究科英文学専攻	法学部・外国語学部
コース名	通訳翻訳学専修コース	通訳・翻訳コース	司法外国語プログラム
対象言語	24言語?	英語のみ	中国語のみ
養成対象	通訳者	通訳者	司法通訳人・警察官
専門知識	警察・弁護・法廷・法務について実務家による講義	司法・政治経済について実務家・研究者が講義	法学部の刑事法講義 司法通訳人むけ入門講義 実務家リレー講義
通訳教育	言語ごとの通訳実務論	同時通訳・逐次通訳・翻訳の演習が複数	通訳論講義1種
実務的演習	実務家講義の中で法廷傍聴・模擬裁判が数回	演習の中で?	捜査・法廷について中国語による独立した演習
特色	他の分野の通訳についての授業も 実務家がチームを組んで専門知識を教示	他の分野の通訳についての授業も 通訳トレーニングを重視	法学教育と連携 警察官養成を視野に 模擬取調べ・模擬裁判を重視

——ついこのあいだまで大阪外国語大学だったところですが——ではパネラーとして来ていただいた水島先生が、非常勤講師として教えておられます。神戸女学院大学の通訳・翻訳コースというのは、基調講演者の長尾ひろみ先生がおつくりになったコースでございます。これらの大学院がどういう教育をしていて、それと本学とが、どういのかたちで独自性を出していく、あるいは相互補完の関係になれるのかということ、シンポジウムで少し考えてみたいと思っております。

少し長くなりまして申しわけありませんでした。ご清聴ありがとうございました。

#### 註

- (1) 初年度にあたる2007年度入学生からは、33名の登録申請があり、中国語や刑法Ⅰの成績と登録申請書に記載された志望理由などを基に27名の登録を許可した。

(第1部終了)

## 第2部 司法外国語プログラムは何をめざすか

### 基調講演「司法通訳の現状と課題」

神戸女学院大学文学部教授 長尾 ひろみ

はじめに

神戸女学院大学の長尾と申します。そして一昨年まで日本司法通訳人協会の会長を12年ほどやっております、いまは、日本パブリックサービス通訳翻訳学会の会長をしております。

今日は「司法通訳の現状と課題」ということで、大ざっぱに——私は法廷通訳しかしていないのですけれども——法廷通訳人あるいは司法通訳人として働くには、どのようなことが必要になってくるのか、あるいは現状がどうなのか、ということのを少し、みなさんにご報告してみたいと思います。

まず「司法通訳とは」ということですね。専門性がなぜ必要なのか、専門教育の必要性——今日、京都産業大学が始められるプログラムは、まさにこのことが出てくることになるわけですが——語学だけでなく、法学とジョイントする意味は何なのかということ、みなさんと考えていきたいと思います。



## 広島小1 女児殺害事件

まず、広島の小学1年生の子どもが殺害された事件は、みなさんの記憶にまだ鮮明だろうと思います。いま控訴審をやっているわけですから、あのときにカルロスという被告人が、警察段階で自供して「悪魔が私にそうさせた」という言葉を言った、と新聞一面に出ました。そしてセンセーショナルに、自分の責任を回避したというふうに社会に報道されました。実はその新聞に出る前の晩に、『朝日新聞』から私に電話がかかりまして、少し記事を書きたいので、とインタビューがありましたのですけれども、そのときに「『悪魔が私にそうさせた』ということを自供した」ということでした。で、コメントを聞かれましたけれども、そのときに私が一番最初に思ったのは、そのことばでした。

——みなさんに聞かせていただきたいんですけども、この言葉はカルロスが言った言葉、と新聞には書いてありますが、実は、誰が言った言葉なのでしょう。よく学生に聞くんです。「悪魔が私にそうさせた」と言ったよね。これは誰が言った言葉？みんな誰でも「カルロス」と言います。何人も聞きますと、「カルロス」と言います。実際そうでしょうか。

この「悪魔が私にそうさせた」という日本語は、実は通訳者が言った言葉です。というところで——実際いま控訴審ですので、私はそれに関しては一切何もコメントする気はないですし、できるわけはありませんけれども——やはりこれは考えさせられる課題でありました。

ほんとうの意味は何だったんだろう。これはわかりません。けれども私のなかでは例えば、「どうしてあんたそんなことしたの」と言われたときに、「いや。ちょっと魔が差して」というふうに日本語の表現がないだろうか。「いや。ちょっと魔が差して」というのは、悪魔の「魔」ですよ。

そして、ペルーの文化というものを、通訳者がしっかりとわかっている必要があるのではないか。カトリックですよ。ペルー人というよりも、南米のカトリックの人たちが、何か良いことがあったら「神さまが私にそうさせてくれた」、悪いことがあったら「悪魔が私にそうさせた」というふうな文化ではないだろうか。それを日本の文化のなかに、そっくりその

まま入れて「悪魔」といったときに、直訳したのでは少し言葉が足りなくなるのではないだろうか、ということを懸念いたしました。

## メルボルン事件

ここでメルボルン事件を、少しみなさんに見ていただきたいと思えます。これはTBSが「スクープ21」というので報道した番組です。営利目的で使っているのではないので、許可をいただけるのではないかと考えているのですが、ちょっとだけ、口でご説明するよりも、みなさんに見ていただきたいと思えます。

(1)  
(ビデオ上映)

「いまは、こういうことはありません」と、オーストラリアの警察の方には言っていないらしいです。というのは、いまオーストラリアではNAATIという国家試験があり、それを使った認定制度ができあがって、ちゃんと資格のある通訳人を使うことができます。

メルボルン事件というのは、——私は何も裁判に対して文句を言おうとは思っておりませんが——「冤罪の可能性があるのでないか」と弁護士は言っております。4人に対して15年の実刑、彼らは模範囚として10年服役して帰ってきております。もう1人は20年の実刑で、15年で帰ってきております。

通訳とは何なのか。通訳は資格のない人がやっているのかどうか。最初の通訳は、たまたま空港に来ていたツアーガイドをつかって通訳してもらったということです。職業倫理を理解していない人がやっているのだろうか。訓練されていない人がやっているのだろうか。法律用語を知らない人がやっているのだろうか。

たとえば、この事件でも、権利の告知は、警察はちゃんとしております。そのときに「リーガルエイド (legal aid) を使うことができる」ということを、ちゃんと言っているのですね。「権利がある」ということを

言っているのですが、通訳人はそのリーガルエイドを知りませんでしたので、日本語で、「あなたにはリーガルエイドという法律の詳しい人がいますが、連絡を取りますか」というあいまいな表現で訳しています。「無料の弁護士」ということを一切言っていないので、被疑者たちにとったら、「たいへん高いものにつくのではないか、そして弁護士なのかどうか、詳しい人と言っても…」という感じで、これを断っております。

正確性に欠ける通訳という問題も、ここでは出てきました。供述調書を、要するに調書を書くということを、最後に許可をしているのですね。

「あなたには権利がある。(You have a right to write a statement.)」と言っているのですけれども、それに対して通訳人は、ひとこと余分なことを付け足してしまいました。何かといいますと、「あなたがいままでに言った以外のことで」と、勝手に付けています。「言いたいことがあれば書いてもいいよ」と言われたわけですが、被疑者は「すべて言いました」と書くのを断っています。ただ、言ったことが通訳されていないということを、彼らはぜんぜん知らない状況なのです。

それから、通訳者は文化を知らない人でした。日本文化だと言葉によってちょっと意味が違って来る、ということを知らない。例えば、「バッグ」とか「ラゲージ」というのを「荷物」と訳してしまうのです。そうすると被疑者たちは「え、だからズボンはね。私の」とか答えてしまう。

「このかばんは、あなたのですか。(Is this your bag?)」という単純な質問なのに、「あなたの荷物は」ということで通訳をしていくので、——所有物を「荷物」ということは、日本語でもありますよね——「いや。ズボンは私の」というふうに、たいへん混乱させてしまっています。

なぜ私がこんなことを申しあげているかといいますと、大阪で弁護士50余人ほどで、メルボルン事件の弁護団が結成されております。この弁護団がわれわれ——ここにいま津田先生も西松さんもいますけれども——<sup>(2)</sup>5人ほどの通訳人に対して「検証をしてほしい」という依頼がありました。何を検証するかというと、オーストラリアは捜査の可視性というのがありまして、捜査段階の音声テープとビデオテープの両方が存在していま

した。そして陪審員に対して捜査段階のトランスクリプト、テープ起こしが提出されたのですが、そのテープ起こしの内容はすべて、英語の部分だけしか出ていなくて、日本語で質問を通訳人が言った部分と、日本語で被疑者が答えた部分は、全部、「Foreign language」と書いてあるわけです。この「Foreign language」というのは、何が言われているのか、どんな会話がなされているのか検証してほしい、ということでした。われわれはテープを聴いて、日本語のおかしいところを全部引っ張り出しました。

たとえば——これは私が検証したところなのですが——①「Did you bring a suitcase?」というたいへん簡単な質問なのです。①が捜査官の質問です。②が通訳者と③が被疑者の会話です。②「あの、荷物、これあなたどちらですか」。③「荷物ですか。こっちです」。②「あの、あなたの荷物はどちらですか」。③「こちらですよ。名前書いてある。何番」。要するに捜査官なしで、どんどん話が進んでいってしまっています。

今度は、①「Did you pack your suitcase? (あなたは自分のスーツケースを荷づくりしましたか)」という質問に対しても、②「この荷物の整理は」——は? どうして「整理」になるのかなと——②「あなた直接やりました」。③「ええ、自分でやりました」——え! ——通訳人②「たとえば、うちから出てくる前に、自分で整理しましたか」。③「ええ、やりました」。②「自分で」。③「ええ、やりました」。被疑者は③「これは自分のバッグではない」とちゃんとここで言っています。でも通訳されていません。②「はあ、はあ」と通訳人が答えてしまっています。③「私のバッグではないんです」。②「それで、うちから誰が整理しましたか」。③「整理ですか」。

で、もうぜんぜんわからないことになって、捜査官は、①「Did you pack your suitcase?」に対しての答えを求めようとしているだけですよね。で、捜査官がわからない言語でしゃべっているわけですから、最後に①「Did he pack a suitcase?」ともう1回そこで聞き直します。そうすると通訳人が②「Yes, he did.」と勝手に言って、③「いや、私のではない」とここでは言っていることを、全部省略してしまっています。

次のところも同じことを言います。㉑「Did you pack the entire bag? (全部あなたは荷づくりしたのか)」というだけの質問なのです。㉑「Did you pack the entire bag?」と言っているのに対して、通訳人は㉒「あの、日本から洋服持ってきたでしょう」というところから始まったのです。㉓「はい、持ってきました」。㉔「それで、もともとの荷物は誰のか知っていますか」と通訳人が聞きます。㉕「だからそれは盗まれた」。㉖「え。勝野<sup>(3)</sup>さんが食事しているとき、みんなで食事して、車のなかにトランクにしまった私の荷物、その4人の荷物、あのバッグのこと」。通訳人が㉗「ふん、ふん」と言ってしまいます。㉘「勝野さんは『なくなりました』と言いました」。通訳人は㉙「なくなっちゃったの。どこで」。㉚「クアラルンプールで」と被疑者が言います。これはぜんぜん捜査官に訳されていないんです。

そしてどんどん進んでいきますが、いらいらする捜査官は㉑「Ask him again who pack the bag?」と、誰がかばんの荷造りをしたのかと再度聞きます。ですから本来だったら、捜査官が言う、通訳人が訳す、被疑者が答える、また通訳人が訳す、という順番になるのですが、この場合はどんどん長引いていきます。㉑「Ask him again who pack the bag?」に対して、㉒「この荷物は、もともとどこから来たものですか」と通訳人が言っている。——これはぜんぜん違う——㉓「荷物?」、㉔「荷物」、㉕「え、だから」、㉖「靴?」、㉗「私、もともと私の」、という混乱した話になって、そして最後にまた、捜査官が㉑「Did he pack the bag?」と念押しをしますけれども、被告人は㉓「盗んだ人、盗まれた」とまた言っているのです。㉔「服だけ私に返してもらった」と食い違った返事になっています。

で、最後、捜査官が、㉑「He pack the bag then. (だから彼がバックしたのか)」と言いますと、通訳人が㉒「He pack the bag, yeah」と勝手に答えてしまって、被疑者が主張している「取られた」というところが訳されていない。ここで㉒「Tell him that he identify the bag as his two minute ago. (2分前に彼が、それは自分のものだとして認知した)」と自白したことになるってなっています。

必ずしもいま、こういう捜査がなされているということではないということをお覚えいただいて、私の話を聞いていただきたいのですけれども——これは15年前のオーストラリアでの捜査の話ですから。弁護団は、ジュネーブの国連人権委員会に個人通報をしているわけ<sup>(4)</sup>です。国際人権規約の14条第3項Fに、「裁判所において使用できる言語を理解すること、または話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けることができる」と明記されてい<sup>(5)</sup>ます。無料で通訳の援助を受けるということは、「通じる通訳」ということです。いまみたいに省略されたのでは、ぜんぜんこれは通訳ではない、と私は思います。

## 註

(1) シンポジウム当日にはビデオで紹介された「メルボルン事件」の概要は、次のようなものである。

1992年、7人の日本人がオーストラリアへ団体旅行に出かけた。彼らはオーストラリアへ行く途中、マレーシアのクアラルンプールで1泊する予定であった。クアラルンプールについて昼食を食べている時、車の中においてあった彼らのスーツケースが車ごと盗まれた。後で見つかったスーツケースはナイフで引き裂かれ使えない状況であった。ガイドは新しいスーツケースを用意して4人に渡した。彼らはそれに中身を入れ替え、オーストラリアへ出発した。

メルボルン空港で手荷物検査の際、彼らのスーツケースの二重底の中に13キログラムのヘロインが発見された。その後、その内の5人は裁判にかけられ有罪となる。1人は懲役20年、4人は懲役15年という刑が確定した。5人は、やっていないと「冤罪」を主張している。

この事件の問題点は、主に、捜査や公判という刑事手続における「通訳の不十分」である。警察における取調べでは、通訳人を介して取調べがおこなわれたが、その供述調書が証拠として裁判で使われ陪審員に提示されている。しかしそれ自体、多くの不備があるものであった。通訳人による「誤訳、省略、追加、要約」がおこなわれ、被疑者の主張が十分伝わっていなかった。

なお参照、メルボルン事件弁護団ホームページ「メルボルン事件を知っていますか 第1章」(<http://www.melbosaka.com/contents/01.html>)。

(2) シンポジウム当日にフロアで聴講されていた、大阪大学グローバルコロバ

レーションセンター教授（フィリピン語通訳者）・津田守氏とスペイン語通訳者・西松鈴美氏のこと。

- (3) メルボルン事件に巻き込まれた旅行者の1人。有罪とされ服役した。
- (4) 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）については、その第1議定書で個人通報制度が定められている。締約国で規約上の権利を侵害された個人は、その国で利用できる国内救済措置を尽くしたあと、規約人権委員会に通報することができる。委員会は、通報を受理したら、審議のあとでその事件に関する「見解」を出すことができる。日本は第1議定書を批准していないが、オーストラリアは批准しているので、メルボルン事件では個人通報制度を利用することができた。
- (5) 自由権規約第14条第3項「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。
  - (a) その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。
  - (b) 防御の準備のために十分な時間及び便益を与えられ並びに自ら選任する弁護人と連絡すること。
  - (c) 不当に遅延することなく裁判を受けること。
  - (d) 自ら出席して裁判を受け及び、直接に又は自ら選任する弁護人を通じて、防御すること。弁護人がいない場合には、弁護人を持つ権利を告げられること。司法の利益のために必要な場合には、十分な支払手段を有しないときは自らその費用を負担することなく、弁護人を付されること。
  - (e) 自己に不利な証人を尋問し又はこれに対し尋問させること並びに自己に不利な証人と同じ条件で自己のための証人の出席及びこれに対する尋問を求めること。
  - (f) 裁判所において使用される言語を理解すること又は話すことができないう場合には、無料で通訳の援助を受けること。
  - (g) 自己に不利益な供述又は有罪の自白を強要されないこと。」

### 法廷通訳人の労働条件

さて、2001年から2006年にかけて、私と、いまは甲南大学法科大学院の院長である渡辺修先生とに、海外で司法通訳制度のある国の調査を法務省から依頼されました。私たちが行きましたのは、スペイン、フランス、ドイツ、イギリス、オーストラリア、スイス、オランダ、そして都市国家である香港とシンガポールと、台湾です。そして労働条件や通訳制度とい

うのを、ずっと検証してきました。そして——私は法廷通訳人をはじめて25年目なんですけれども——20年前といまと比較してみました。

そうしますと、たとえば、20年前はまったく休憩なして3時間も4時間も通訳をしておりましたが、いまはだいたい1時間ぐらいで、「通訳さん休憩いりますか」というふうに、裁判官から聞いていただきます。これは、ほんとうにありがたいことです。

それから、以前は机がなくて、被告人の横に立っていましたけれども、被告人の横に机がつくようになり、いまでは書記官の横に座らせていただけのようになって、自分たちの立場というのを、はっきりと、自分たちも被告人も理解できる状況になっています。

20年前は、起訴状一本主義<sup>(6)</sup>ということで、とにかく「法廷に入らないと何もわからない」と言われました。われわれ通訳人は、百科事典ではありません。何が出てくるかがわからない法廷で、起訴状だけでは、通訳をするというのはたいへん困難です。でもいまでは、書面を事前に入手することができるように配慮していただけます。起訴状とか、冒頭陳述、論告、最終弁論等の書面提出物は、事前に翻訳をすることができる、ということなんです。

それから、身の安全。われわれが、通訳人宣誓をするときに「通訳人長尾ひろみ」と言いますと、傍聴席も被告人も聞いてしまうわけです。それよりも怖いのは、人定カードです。「通訳人、あなたの名前は長尾ひろみで、住所は宝塚市どどこで、職業は何々ですね」と言われると、それを全部後ろでひかえることができます。それをヒントに通訳人に電話がかかってきたりするようなことが、われわれの通訳人研修で話題になりました。電話を変える、あるいは引っ越しをする人も出てきました。たいへんな身の危険を感じました。でもいまは、「このカードに記載してあるとおりですね」と言ってもらえるようになりました。「はい」と言います。そして宣誓も、「通訳人」だけで、名前を言わなくても認めていただいています。

報酬もばらばらだったのが、いまでは——もちろん事件にもよりました

て、そこには裁判官の裁量がありますけれども——全国だいたい統一化、一律化してきたということ。それから打ち合わせが必要な場合にも、こちらからお願いすると、4者の打ち合わせもできるということです。

こういうことが可能になってきて、私たちが法務省に「実は日本が一番、法制度としては、通訳人の労働条件に配慮した良い制度です」という報告を、去年最終的にいたしました。ただしわれわれが付け足したのは、「通訳人の資質および語学能力は、どう査定するのですか」「使う通訳人のレベルがばらばらではないですか」ということを申しあげました。

#### 註

- (6) 検察官が公訴を提起するときには、起訴状のみを提出することとし、証拠などを提出してはならない、という原則（刑事訴訟法第256条第6項）。裁判官に予断を持たせないために採用されている。

### 通訳人の疲労

先ほど休憩の話をしましたけれども、かつての法廷では、40分ぐらい経ったらでしたか、「ちょっとお待ちください」と止められるのです。こっちは必死でやっています。「えっ」と言いますと、「速記官が交代します」と言われるのです。「私たちも交代したい」と思うのですけれども、速記官交代の数分が、われわれのちょっとした息つぎの時間になるわけです。

疲労困憊します。私たちは1人で4役、5役をやりますので、ずっとしゃべっているのは通訳人なのです。しかも、メモを取りながら言語変換もし、その内容をしっかりと把握しながらというので、頭のなかはほんとうに、複雑な処理がなされているのですけれども、通訳が1時間たって疲れてくると、ほんとうに正確な通訳ができなくなってくるのです。

1つ例を出しますと——私自身の例ですけれども——1時間半、2時間ぐらいたったときに、自分が言っていることが、聞こえているつもりが、聞こえていなかったのです。被告人がマリファナの量を言いました。彼は「A pinch of marijuana」と言ったのです。私は——「pinch」というのは

「つねる」という意味ですから——わかっているんです、感覚的にビジュアルにも、「pinch」だなどわかっているのですけれども、そして私は自分で正確に通訳したつもりでしたが、弁護人が「ええっ」という声を発しました。それで私自身びっくりしたのですけれども、自分の頭の中のテープを巻き戻しました。何と私はそのときに、「hitotsumami (ひとつまみ)」と言おうと思ったのが、「m」が「k」になって「hitotsukami (ひとつかみ)」と言ってしまったのです。こういうことが、疲労していると起こってしまうということなのです。

それからメモを取りながらやっていますので、ほんとうに手が疲れてきます。そういう風に、通訳人は人間であって疲労するということを、理解していただきたいわけです。

### 法律の知識の必要性

次に、「法律の知識が必要なのか」ということですね。われわれは——民間の通訳人を雇ってくださる場合には——法律に対しては素人です。私も英文学を専攻しており、法学部を出ていません。

これも私たちは研修でやったのですけれども、たとえば、コンビニ強盗の場合、検察側は強盗罪、弁護側は窃盗および過失傷害と主張します。これがなぜこうなっているのかという、メカニズムというのですか、これがぜんぜんわからずに、言葉だけどんどん訳していくと大混乱になってしまふ。これも結局、通訳人が混乱に陥れて強盗罪になると、量刑が変わってくるということを、われわれは知っておかなくてはいけない、ということです。知っておくと、何を弁護人はしようとしているのか、意図がわかってくるわけです。強盗罪であったら最低5年、窃盗罪であれば10年(7)がマックスですね。そういうことで、弁護人と検察側の意旨が分からずに訳していると、たいへんなことにつながってくる、ということを理解する必要があります。

研修のときに「『で、とったの?』ということを訳してほしい」と言われたのです。「とったの?」というときに、「Did you rob?」とか、「Did

you steal?」とか言うと、それは法学関係の先生は「違う」とおっしゃったのです。たしかに、「とる」という言葉を辞書で引くと、「rob」もあるんです。でも法律的にいうと「rob」というのは「robbery」ですから、「おまえ、強盗したの」というふうに通訳人が限定してしまう。じゃあ「steal」? いや、これは「theft」になると。これは「窃盗したの」になってしまう。だから、通訳人はそこで「とったの」であれば、「take」という、どっちにもつかない言葉を、選択しなければいけないという気遣いをする必要があるのです。

#### 註

(7) 強盗罪（刑法第236条第1項）の法定刑は5年以上の有期懲役、窃盗罪（刑法第235条）の法定刑は10年以下の懲役または50万円以下の罰金、である。

#### 専門用語の難しさ

裁判にはどんどんと専門用語が出てきます。訓練を受けていないわれわれは、たとえば前科・前歴というのを十把一絡げにしまして、「Criminal Record」などと言っていましたけれども、「いやいや前歴はあるけど前科がない」と言われたら、急に「え、2つは意味は違うのか」ということになってきますね。<sup>(8)</sup>

時間がないので、ちょっと本の宣伝だけいたしましょうか。『司法通訳』というこの本に、素人ではわからない専門用語を、まとめて解釈させていただいています。<sup>(9)</sup>

あとは言葉がたいへん難しいですね。地裁の通訳に入っていると、被告人が異議申し立てをしました。「この通訳人の英語は難しすぎるので、変えてほしい」と言いました。裁判官はそのときに、「いやいや、通訳人を任命するのは裁判所なので変えませんが」と言われたのです。普通こう言われると、通訳人は引いてしまいますね。私に対してクレームを言っているんだと。じゃあもっと簡単に言ったらいいのか? いやいや違います。

これも——裁判所とわれわれがしっかりしなくてはいけないのは——通訳人の英語が難しいのではなく、私は意図的に、裁判官が難しい言葉を使

われたときは、難しく訳しています。たとえば、日本人が被告人で、日本語で裁判がおこなわれたときも、被告人はわからないかもしれない。その場合に、誰かが被告人にわかりやすく説明するわけではないのですから、外国人にはわからないだろうと考えて、私たちが咀嚼してはいけません。

ですから、通訳しようとしている専門用語というものは、きっちりと相当する法律専門用語を知る必要があります。たとえば、常習性と親和性に関してでも、「親和性はあるけれども常習性はない」とか言われたときに、親和性とは「affinity」と訳しますが、「affinity」と言ってもわからないだろうから、「化学的変化が体のなかで起こった状態」というふうに言っていないかどうか。これは言っていないけません。「affinity」という言葉を使うから、この通訳人が難しいというのであれば、それは裁判所にそのとおり戻してほしい。われわれ通訳人は、そういう倫理観も持っていないといけないということです。

それから日常使うであろう言葉なんですけれども、日常は使っているとはぜんぜん違う意味で法廷で使われることもあるので、知る必要があります。たとえば起訴状のなかに、「被告人は平成何年何月何日、みだりに大麻樹脂何グラムを香港から輸入し」というふうな言葉があります。ここで「みだりに」というのは——「何となく優柔不断に」というふうに、私たちは日常会話では取ってしまいますけれど、そうではなくて——「法の除外理由なしに」という意味です。医者はモルヒネを持ってもいい、国家試験を受けているから。でもあなたはいけません、というわけです。

それから省略が多いですね。「情を知らない係官をして」というのは——人情かと思ってしまうかもしれませんが、これはそうじゃなくて——「事情を知らない」ということを、われわれは知っていないと、絶対に変な訳になってしまいます。

員面調書、検面調書——これらは法律には素人の通訳人には最初わかりません。でもこれは、司法警察員がいわゆる警察官の正式の呼び方であるということを知っていたら、警察官の面前でとった調書ということが分り

ます。であれば、検面調書は検察官の面前でとった調書であることがわかるのです。でもこれらは勉強をしなないとわかりません。<sup>(10)</sup>

甲号証、乙号証という表現があります。中国語の通訳人は、研修会で、甲乙は中国語でもそのままでかまわないと言います。でも英語で「evidence kou (甲)」、「evidence otu (乙)」と言っても通じません。どうしたらいいのか。まだこの意味がわかったら、「いや、乙、甲でもいいんじゃない」と言えますけれども、民事と刑事でもこの使い方が違うということも、われわれは知ったうえで、このとおりに訳さなくてはいけないわけ<sup>(11)</sup>です。

初めのころよく戸惑ったのは、「未決勾留日数のうち30日を右刑に算入する」——いまは「右」ではないですね、「上」ですけれども——ということを言われても、これは「算入する」だから足すの、引くの、ぜんぜんわからない。この意味がわかればちゃんと言えるのですけれども、未決勾留日数のうちの30日を、実は引くよ、と——最高裁から出ている対訳集には「deduct」という英語で書いてあり、「引くと言ってくれ」と書いてありますけれども——意味を知っていなければ訳せないところ<sup>(12)</sup>です。

通訳人が訳せないと、そこでストップしてしまうということです。被告人が日本人の場合には、意味がわからなくてもそのまま進んでしまうかもしれせん。

## 註

(8) 「前科・前歴」は、法律で使われている用語ではないので、厳密な定義はない。一般には、前科は、確定判決で刑の言渡しを受けたこと、前歴は、逮捕されても起訴猶予その他の理由で有罪判決を受けるにいたらなかったことを言うようである。

(9) 渡辺修・水野真木子・長尾ひろみ『司法通訳——Q&Aで学ぶ通訳現場』(2004年、松柏社)。

(10) 捜査官が被疑者や参考人を取り調べ、その供述を記録した書面を、供述調書という。供述調書のうち、司法警察職員が作成した司法警察職員面前調書を「員面調書」と略称し、検察官が作成した検察官面前調書を「検面調書」と略称する。

(11) 刑事訴訟では、検察官が請求する証拠のうち、被告人が警察官や検察官に

話した内容をまとめた供述調書や、被告人の戸籍、前科前歴に関する書類を乙号証といい、それ以外の証拠（凶器などの物的証拠、鑑定書・報告書などの証拠書類など）を甲号証という。民事訴訟では、原告が提出した証拠を提出順に甲1号証、甲2号証、甲3号証…とよび、被告が提出した証拠を乙1号証、乙2号証、乙3号証…とよぶ。

- (12) 捜査中または裁判手続中に被疑者・被告人が勾留された場合、裁判所は有罪判決において裁量で、勾留されていた日数の全部または一部を「本刑に算入することができる」（刑法第21条）。つまり、未決勾留された日数（の全部または一部）だけ、すでに懲役・禁固されたとみなすことができる。算入された日数分、実際に服役すべき刑期が短くなるわけである。

## 通訳が難しい表現

どんどんいきます。あいまいな表現が多いです。「で、とったの」とか言われると、「で、とったの」という言葉では、「誰が」、「何を」、複数なのか単数なのかわかりません。ここで私たちはたいへん苦勞をして、文をつくってしまう人がいるのです。自分で予測をして。それはしてはいけない。「これは訳せません」というふうに、ちゃんと裁判官に、あるいは通訳を依頼している人に言う勇気がある、というふうにアメリカの研修でも言われています。

日本では、「兄さんが降りてきたので、あいさつした」というときの、この「兄さん」というのは、必ずしも血縁関係のある兄さんではないですね。とくに暴力団関係者の場合は、「兄さん」は血縁関係はないですね。だったら「elder brother」と訳していいのかどうか。これもちゃんとこの危険を認識していたら、私たちはそこでストップをかけます。けれども、いわゆる訓練を受けていない通訳者なら、そのままになってしまうと思います。

私たちが裁判官の言葉で一番困っているのは、「これで判決を終わります。で、今後気を付けて」。「気を付けて」というのは、「then be careful」って、何を「be careful」なのか、「be careful」じゃいけないよな、どうしたらいいのかと、たいへん各言語の通訳人が戸惑っているところです。

同音異義語が多いですね。たとえば「諸般の事由により」と言われたの

を、「初犯だから」というふうに訳してしまった通訳人がいます。それから「未必の故意<sup>(13)</sup>」というのもわからずに、聞き間違えて「密室の行為」だと訳してしまう。これは訓練を受けていないから、この言葉を知らないからなんです。いかに訓練が大事かということを、私はいま申しあげているのです。

## 註

- (13) 「未必」という語は「必ずしも～とは限らない」という意味。ここから派生して、犯人が「必ず犯罪結果が発生するとは限らないが、発生してもかまわない」と思っていた場合を、犯人に「未必の故意」があるという。「未必の故意」があれば、故意犯として処罰する。たとえば、ピストル射撃により人が死んだという事件で、犯人が引き金を引いたときに「必ず人が死ぬとは限らないが、仮に人が死んでもかまわない」と思っていれば、故意に人を殺したものとして殺人罪に問われる。

## 会議通訳との違い

司法通訳と会議通訳との違いは、会議通訳は聞いた言葉を分母とし、それを10とすれば、訳出し分子は10ではなくて、6から7に凝縮するんです。そして一番のキーポイントを通訳するのですけども、司法通訳の場合には、分母が10としたら、絶対に分子は10でないといけないのです。12でも困るし8でも困るのです。10にしなければいけない。そのためには、メモ取りの技術が絶対に不可欠です。

## プロとしての資格と倫理

いまは英語の分野では「English for Specific Purposes」という「ESP」という言葉で、どんどん専門の分野の英語学習が盛んになっております。ですから法律の面でもそうです。プロの分野とボランティアの部分というのを絶対に区別しないといけないと思います。

司法通訳者の資格検定試験が急務だと思います。オーストラリア、イギリス、オランダ、スペイン、アメリカ等は検定試験があります。そのほか都市国家は、裁判所や検察庁、警察署等が、それぞれの通訳人を雇っている

ます。

プロの法廷通訳者というのは、「中立を守れ」という倫理規定が課せられますが、取調べ段階の通訳人は少し違います。誰に雇われているか。警察、検察の通訳に徹することが必要です。そこで、「私が通訳をした内容と、調書にある内容が違うので、読み聞けのときに押捺しません」と言う人がいますが、そこでは通訳人が正義感を持って中立性を意識する必要はありません。この場合、通訳人が正確に訳したときに、その読み聞けを聞いた被疑者が「いや。言った内容と違う」と言えれば、そこでの通訳人の仕事は達成されています。ですから私たちが警察、検察の取調べ段階では、あるがまましっかりと訳すということが必要になってきます。

裁判の通訳では、被告人にも負担しないということです。私たちの任務は、裁判においては被告人が、公正な裁判を受けるという権利——つまり人権ですね——裁判を受ける権利を保障することです。だから、正確にしっかりと通訳しなければいけないということです。

(講演終了)

※休憩の後、パネルディスカッションに移った。(次頁以下)

## パネルディスカッション

神戸女学院大学文学部教授	長尾ひろみ 氏
大阪地方裁判所判事（第6刑事部総括）	水島 和男 氏
京都府警察本部警視 （刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室長）	村田 泰穂 氏
京都産業大学大学院法務研究科教授	藤岡 一郎 氏
（司会）京都産業大学法学部准教授	須賀 博志

## 自己紹介

○須賀 司会を務めます、須賀でございます。よろしくお願いいたします。長尾ひろみさんから、先ほど基調講演がございましたので、それを受けてパネルディスカッションをおこないたいと思います。

パネラーについては、ただいま簡単な紹介がありましたが、まずどういうお仕事をしておられて、司法通訳とどのような関係があるかというご紹介を含めて、自己紹介をしていただきたいと思います。長尾さんについてはたぶん必要ないと思いますので。

○長尾 ちょっとさせてください。

○須賀 それでは長尾さん、よろしくお願いいたします。

○長尾 裁判所の通訳を——法廷ですけれども——25年やっております





て、そして神戸女学院大学では、これは学問的なところで取り上げる必要が絶対にあるということで、通訳・翻訳コースですけれども、そのなかで司法通訳というのを立ち上げました。長尾でございます。

○水島 大阪地方裁判所第6刑事部の水島でございます。

私は昭和26年に京都で生まれまして、それ以来ずっと大学まで京都で過ごしました。ちょうど私が16歳のころ、この京都産業大学法学部が創設されたということで、私としても、外からですけれども発展を見守らせていただきました。このように新たな出発をされるということで、大変にうれしく思っております。

大阪地方裁判所には法廷通訳等委員会という組織がありまして、この関係の事実上の責任者をさせていただいております。そのほか大阪外国語大学——現在は大阪大学と統合されましたけれども——そちらのほうで、非常勤講師として司法通訳関係の講義も担当させていただいております。

ご承知のとおり、あと1年半で裁判員制度というのが始まります。これはもうみなさんご存じかと思いますが、現在その関係の講演であるとか裁判官の講師派遣の仕事の責任者もしております。部では、この11月にはミニフォーラムというかたちで、泉佐野市でそういった映画の上映会、講演会等をおこないましたし、先週の水曜日には、模擬選任手続というもおこないました。

ということで、私の現在の仕事の——ほとんどといったら語弊がありますがすけれども——多くは、裁判員関係の仕事と、この通訳関係の仕事で占められているというのが現状でございます。長くなりましたが、よろしくお願いたします。

○須賀 ありがとうございます。村田さん、お願いします。

○村田 京都府警察本部刑事部組織犯罪対策第一課の村田でございます。よろしくお願いたします。

私は昭和55年に警察官となりまして、五条警察署というところで交番勤務を振出しに、警備、警務、刑事という部門を経験して、本年の3月に、警察学校から現在の国際捜査室に移ってまいりました。業務といたしましては、その名のとおりですので、来日外国人犯罪に関します捜査を担当しておりますし、犯罪の対策面とか、そういった面での業務も担当しております。今日はよろしくお願いたします。

○藤岡 藤岡と申します。本学のいわゆる法科大学院で法曹養成に携わっています。

先ほどの長尾さんのお話を聞きますと、法曹教育で、本当に正確に日本語を教えているのだろうかという危機感を持ち、通訳の教育を介して逆に日本語をよく知る教育の大切さを感じています。コミュニケーション能力が低下しているとよく言われますけれども、法曹もそうなったのでは困りますので、あらためて日本語習得の大切さを思い知らされたご講演であったと思います。今日は、法学部の新たな意義ある挑戦を法科大学院の一員として受けとめ勉強いたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○須賀 よろしくお願いたします。

今日のパネルディスカッションの趣旨を簡単にご説明いたしますと、ただいまの自己紹介を聞いていただいておりますが、水島さんと村田さんは司法通訳を自分の仕事の支援者として使う立場、いわばユーザー側の立場にあります。ユーザーとして、どういうふうに、通訳さんに何を要求したいのかということをお話していただくということになり

ます。

京都産業大学の司法外国語プログラムではそれを受けて、「どう教育をしていくか」ということになるわけですし、大学教育において司法通訳教育にどう貢献できるのかということも、長尾さん、藤岡さんの2人から、それぞれ外国語教育と法学教育という立場から受けて立っていただく。こういう構成で進めてまいります。

それから1点だけご注意申しあげますが、水島さんと村田さんは、大阪地方裁判所、京都府警察本部で第一線でご活躍の方ではありますが、それぞれの組織を代表してというわけではなくて、今日は個人の資格で参加されておられます。ですから、このディスカッションで述べられたご意見にあたる部分——事実関係あるいはデータ等については正確なお話しかけるとは思いますが——ご意見にわたる部分については、大阪地方裁判所あるいは京都府警察本部の公式の見解とは、お考えにならないようにお願いをいたしたいと思っております。

### 基調講演へのコメント

○須賀 それでは、前置きが長くなりましたが、まずディスカッションの口火を切るという意味で、先ほどの長尾さんの講演に対するコメントを、水島さん、村田さん、藤岡さんの順でお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○水島 では私のほうから。ご指名ですので。

非常にわかりやすく楽しく拝聴させていただきましたが、私たち裁判官の立場として、非常に耳の痛い指摘もありました。

われわれは当然のことと考えているんですけど、刑事訴訟というのは、被告人の弁解を前提にして成り立つわけなんです。その弁解を前提にしたうえで、「検察官がはたして起訴状で主張している事実は合理的な疑いを越える立証ができていないのか」と、そういう判断をおこないますので、この最も中心になる基礎をなすその被告人の言い分が、法廷でしっかり提出されないということになると、刑事訴訟自体が成り立たないとも——極論

をすれば——いえるわけです。そういう意味で、通訳人の正確な通訳なくしては、適正な刑事訴訟手続というのは成り立たないと、そういえると思います。

これからデータをご説明することになるかと思いますが、平成元年以降、外国人事件が急増しております。平成16年がピークになりましたけれども——最近の景気の好転に伴って若干減少傾向は示しておりますけれども——今後とも外国人事件がそう目にみえて減ることは、たぶんないということですので、今後ますます司法通訳——法廷通訳だけではなくて、その前の捜査段階、およびその後の執行であるとか、あるいは周辺の入管関係も含めた——そういった関係での通訳の重要性というのは、ますます高まってくるだろうと思われまます。

その際に、資格認定制度を入れるかどうかというのは、いろいろ議論もあるでしょうし、そういったことが可能なかといったところもあるかと思いますが、この人は一定のレベル以上の能力があるんだといえる証明のようなものがあれば、われわれとしても通訳人を選任する際の一つの参考資料にできるのではないかと、そういったことから、先ほどちょっとご指摘がありましたプラチナ認定証というようなものも、考えていただいてもよいのでは、と思ったりしております。

長尾さんの講演は、私としても非常に参考になりましたし、また持ち帰り、裁判官たちと議論をしたいと思っております。

○須賀 ありがとうございます。つづいて村田さん、お願いいたします。

○村田 来日外国人の犯罪の捜査をする担当という立場で、通訳の重要性、語学力の必要性、そして犯罪を犯す外国人自身の母国の事情に精通していく、そういうことの重要さを——日本人の捜査も同様ですけれども——改めて感じます。

先ほど聴かせていただきました長尾さんの講演から、通訳人の方々と、われわれ捜査をするものとの連携といたしまししょうか、意思疎通といたしまししょうか、一線でのそういう現場でのお互いのつながりというものをより深めていきたい、そういうふうに実感をさせていただきました。

またユーザーという立場で、いま京都産業大学でこういったプログラムを設定されて、今後人材を育成されるということでございますので、国際感覚、あるいは外国人への対応力という一つの実力を備えた優秀な方が一人でも多く京都府警に入っていただければなど、一緒に活躍していただければなどというふうにも、ちょっと思いました。

○須賀 ありがとうございます。では藤岡さん。

○藤岡 先ほど少し長尾さんのお話について感想を述べさせていただきましたが、法曹教育の視点からみますと、裁判官、検察官、弁護士という、将来その役割を担う方々を養成する段階での、日本語教育の大切さをあらためて教えられました。たとえば、裁判官になったときに、訴訟指揮も危うくなっては困るわけです。先ほど水島さんもおっしゃいました裁判員制度が実施されますと、いかに裁判員にわかりやすく説明できるかが重要になるということ——現在、法曹はご苦勞をなさっているはずではありませんけれども——そういうことなどを考えますと、いままで使っていた法律用語が本当に妥当なのかという根本的なことを含めて、法曹教育をしていく段階にいたっていると思いました。そういう意味で非常にビビットな示唆を受けたご講演でした。ありがとうございます。

○須賀 ありがとうございます。

ただいまのコメントで、いくつかのポイントが出てきたと思います。まず、正確に通訳をしていただく必要がある、そのための能力を通訳の方に付けてもらう必要がある。

第2のポイントは、捜査する側、あるいは裁判をする関係者との意思疎通がきちんと取れなければいけない、ということ。

そのためには実は、第3に、「通訳さんに勉強をしていただくだけではなくて、法律家のほうも、わかるような言葉を使わなくてはいけないんじゃないか」というご指摘が藤岡さんからありましたが、この点はシンポジウムの趣旨から少し外れてしまうかもしれませんので、時間があれば、ということにしたいと思えます。

4点目に、通訳の能力をきちんと判定できるようにしなければいけない

ということが、長尾さんの基調講演でも言われましたし、水島さんからも指摘されています。これぐらいが、議論すべき対象かと思います。

## 外国人事件の現状

○須賀 順に、通訳に必要な能力、関係者との意思疎通のしかた、というようにお話をしていきたいと思いますが、その前に、「実際にどれだけ外国人事件が起っていて、どれぐらい通訳さんが必要なのか」ということを、せっかくその道のプロに来ていただいておりますので、データを基に簡単に説明をしていただきたいと思います。では捜査に関して、村田さんのほうから。

○村田 外国人の事件の推移というようなことと、あとは犯罪の動向ということで、お話をしたいと思いますけれども、平成18年中における来日外国人犯罪の検挙状況を見てみますと、図表1（219頁）のとおりであります。全国の総検挙件数が4万128件、前年対比でみますと7千737件の減少となっておりますし、総検挙人員は1万8千872人で、前年対比2千306人の減少をしております。京都府におきましても、総検挙件数は389件、前年対比で412件の減少、総検挙人員は168人で、前年対比57人の減少ということになっております。しかし、この前年対比の減少ということになっておりますけれども、過去10年間の来日外国人犯罪の検挙状況の推移をみてみますと、検挙、人員ともに、年によって多少の増減はございますけれども、全国的にも、京都府においても、通じて漸増というような状態になっております。

国籍別では、いままでお話が出ておりましたとおり、中国人関係が全体の約4割から5割。アジア州でみてみますと、約8割という状況になっております（図表5（222頁）参照）。

犯罪の特徴的傾向でございまして、本年の上半期の発生からみますと、やはり全国的な拡散の定着があります。東京を中心とした関東地方だけではなくて、中部地方、あるいは北海道とか、そういう地方への発生  
の拡散という傾向が出てきております。特に中部地方でいいますと、ブラ

ジル人関係とか、そういった新たな国籍の方の犯罪が動いてきているということが言えると思います。

それともう1つは、犯罪の組織化の状況であります。これは共犯比率というものが非常に高い。グループで犯罪を犯すという傾向がみられます。

というふうに、中国人等のアジア関係の事件がやはり多くなってきておりますので、北京語なり韓国語なりの通訳人が必要となる場面が多いと思います。京都府警の年間の通訳件数を申しあげますと、平成13年までは800件以内であったものが、平成14年以降は年間1千500件を超える高い水準で推移しておりまして、昨年は1千640件というような件数になっております。語学別の通訳状況をみてみますと、やはり最も多いのは北京語、以下、韓国語、英語、ロシア語といった順になっております。以上です。

○須賀 ありがとうございます。では水島さん、お願いします。

○水島 それでは裁判所関係ですので、起訴以後ということになりますけれども、図表6（224頁）以下ですね。

先ほど私、要通訳事件、外国人事件のピークが平成16年というふうに述べたかと思えますけれども、図表7（226頁）を見ていただくと、ピークは平成15年ということになります。平成15・16年あたりがピークとみていいかと思えますが、それ以降はちょっと減少傾向にあるというのは、先ほど述べましたとおりです。図表8（227頁）の折れ線グラフを見ていただいたらわかりますように、平成元年から急激な増加を示している。具体的な数値を申しますと、平成元年は全国で、外国人事件は683名でした。これは全体の0.98パーセント。それが平成15年には、1万1千116名、全体の9.94パーセント。実人員も増えていきますし、割合的にも急激な増加を示している。最近は大抵の全体の10パーセント弱で推移していると、そういうふうに理解していいのではないかと考えております。

そして図表9（227頁）、言語別人員ですね、これを見ていただいたら明らかなおおり、中国語は圧倒的なのです。その次が韓国・朝鮮語というふうになっております。そういうことですので、京都産業大学法学部が考えておられる司法外国語プログラムは当面は中国語を対象にされるとい

ことのようなのですけれども、こういった状況を踏まえますと、この中国語という限られた分野ではありますけれども、司法通訳に果たしていただけの役割というものには、非常に大きなものがあるのではないかなと思っております。

簡単ではございますが、以上でよろしいでしょうか。

## 通訳人に必要な資質・能力

○須賀 ありがとうございます。

社会的な状況が、だいたいおわかりになられたと思います。司法通訳が、裁判においても、警察においても、どちらも必要性が高まっている、ということでしょう。

それでは先ほどのポイントに従いまして、いくつかの議論をやっていきたいと思いますが、まず最初に、通訳さんにはどういう能力が必要なのか。正確な通訳ということが必要である、ということが言われたと思います。

ではまずユーザー側のほうから、その点について議論をしていただきまして、それに対して長尾さんからコメントという段取りにしたいと思います。それでは村田さんのほうから、通訳に求める能力という点についてお願いいたします。

○村田 通訳の方にはどういう方が望ましいかという部分ですけれども、端的に申しまして、通訳の公正を確保するという面で、倫理的に基本となります捜査の秘密を保持していただく守秘観念、あるいは個人のプライバシーというものを守っていただける通訳人、というのが大前提ではないかなと思っております。

それと技能面、能力の関係になりますけれども、正確性ということなのですけれども、ご存じのように資格制度というものが、今はございませんので、それぞれの語学に応じた検定における最上級者あるいはそれに準ずる方々に通訳をお願いするというのがベースになってくるかと思います。

○須賀 ありがとうございます。裁判所のほうではいかがでしょうか。

○水島 裁判所の立場からということなんですけれども、先ほどの長尾さ

んの講演のなかで言い尽くされているというところがあるかと思うのですけれども、通訳能力、言語能力ですね。これはほんとうに、一般の会話の通訳ができるということでは足りないわけです。法的な知識は当然ですけれども、その背後にある通訳をされる外国語の母国の習慣であるとか、そういったものを含めた文化的な背景までの理解を、ほんとうはしていただきたい。——もちろん日本語についても、これも同じくなのですけれども——文化的な背景まで理解したうえで正確な通訳ができる能力、これが要求される。ほんとうの理想的な法廷通訳人はそうであらうと思われま

す。

それと法廷通訳というのは、限られた法廷でのやりとりを正確に通訳をしていただくということで——先ほど長尾さんからお話がありましたように——疲れる、非常にたいへんな仕事であらうと思います。そういった肉体的、精神的なタフさということが必要だろう。

あとは誠実性ということも要求されていて、人間のことで、通訳のなかで当然ミスがあると、それを自分がミスをしたということを隠さずに申し出られるという、そういった勇気といいますか、誠実性が非常に大事であらう。まさに倫理性なんですけれども、そういった人材が求められているといえます。

また、性格的にどういう人が向いているかといえば、どうでしょうか。てきぱきと何事もされるんだけれども、失敗してもこだわらない、そういった性格の方がいいのではないかなと思います。「こだわらない」というのはなぜかという、それをこだわってしまう人だと、そういったミスがあったときに、なかなか言い出せないのではないかなということがあるのです。私の個人的な見方なのですが、そう思ったりしております。

○須賀 ありがとうございます。では、いまのお話を聞いていただいて、長尾さんのほうからお願いします。

○長尾 言語能力はあるものと考えたいのですが、なかなかそれは難しい。でも、それ以上にいうか、同じぐらいに——先ほどから出ていますが——職業倫理をしっかりと理解しておかなければならない。職業倫理

は、守秘義務であり、中立性であり、編集をしないというであります。

そのもうひとつ上に、自己コントロールがしっかりできて、客観性を持つ性格でないといけません。つまり、人間はどうしても先入観が、ぱっと出てくるのです。たとえば、もう死んでいると、殺人罪で起訴されてここにいる、という状況になった途端に、通訳人は被告人をもう殺人者だと思ってしまう。もちろん、そうなのです。人を殺しているという先入観が入ってしまいます。

——もう短く言いますが——たとえば弁護士の質問のなかで、「あなた（被告人）は、殺された人が部屋に入ってきたときに、入ってきた被害者を包丁でさしたんだよね」と言った。それを通訳しなければならぬ私たち。そうしたら、絶対に先入観がありますから、stabという言葉が出てくるのですが、ちょっと待ってと、「さした」という言葉に3とおりをあるよねと、そここのところで自分をコントロールしないとイケない。実際には、「さした」というのは、その包丁で「あんたね」と指差したほうの「差した」だったのです。弁護人は、そのときに、この「刺す」じゃなくて、この「差す」だけどねと言って、空に書かれたのです。私は傍聴していましたが、タイ人の通訳人でしたから漢字はわかりませんでした。どういふ通訳をされたかわからない。でも、そこで引かなければいけない。自己コントロール力が必要になってくると思います。

○須賀 ありがとうございます。

言語能力について、いろいろおっしゃるのかなと思っていましたが、そうではないことの注文が多くて、そのあたりをわれわれは考えなければいけないなと思った次第です。

そのような倫理性が高い、あるいは自己コントロール力が高い人材を養成していくためには、いったい何をすればいいのか、ということが問題になろうかと思えます。警察や裁判所でも、研修では、そのあたりをどのように配慮されているのかということをお話いただいて、だんだんフリーディスカッションに近づけていきたいと思えます。どちらからでもかまいません。では、よろしく願いいたします。

## 警察官・司法通訳人の養成・研修

○村田 警察の場合の、そういった外国人事件等にかかわる、あるいは通訳に携わる、警察官の採用とか養成に関しての話になります。

採用に関しては、特別な枠を設けて採用するという事は、現在おこなっておりません。けれども、——ここで、いま議論していただいておりますように——外国語が話せる、外国事情に精通している、なおかつ法的知識の勉強もトレーニングをされるとなれば、その方が採用後、自ら希望する職種に関して自分でそれを獲得するという可能性は非常に高いのではないかと思いますし、当然そういう努力をされる方であれば、持っている能力というのは有利なものになると思います。

養成につきましては、そういった優れた能力を持っている人を、さらに養成するという事で、東京に国際警察センターというところがございしますが、そこで2年間語学の勉強をさせたり、その卒業生をさらに強化するという課程もございしますし、海外研修もあります。そのほか、京都では京都外国語大学のほうへ研修にいかせたり、警察学校での専門的な教養をおこなっております。

○水島 裁判所での法廷通訳人候補者への研修、あるいは法廷通訳人選任のシステムについて、ご説明するという事でよろしいですか。

○須賀 はい、お願いします。

○水島 裁判所での法廷通訳人の選任は、あらかじめ登録された通訳人候補者名簿というものに基づいてやっております。例外的に、非常に稀少言語で登載がない場合には外国語大学にお願いしたり、領事館にお願いしたりということもあり得るわけですが、原則的には、その名簿に基づいておこなっております。

名簿への登載経緯なのですが、図表10(229頁)をご覧くださいと思います。窓口は各地裁単位ということになっております。法廷通訳人をやりたいとご希望の方には、法廷を傍聴いただく、そのなかで、いろいろな感想等を書いていただくということになります。感想を書いていただく趣旨は、そのなかで問わず語りに、通訳人としての倫理といった面を

自覚していただいているのかを知る——これは、ちょっと内部情報かもしれませんが——そういう趣旨もあります。何回か法廷傍聴していただく、それだけの熱心な方だという前提で、感想文を書いていただく、それを拝見させていただいて、導入面接というのをおこないます。

従前は、われわれ裁判官だけで、それを担当していました。われわれ語学力のない裁判官が、そんなことがわかるのかということ——まさにそうなのですが——ビデオを見ていただいて、それに基づいて通訳していただくとか、そういったことで、できるだけ能力がわかるような配慮はしているのですが、やはり限界があります。最近、法廷通訳基礎研修というような名目で、こちらにおられる長尾さんをはじめ、法廷通訳のベテランの先生に面接に同席していただいて、ほんとうの語学力もみていただくということをいたします。

そこで一定のレベル以上の方ということになりますと、——先ほど来、問題になっています——通訳人倫理であるとか、あるいは刑事手続の一般的な流れ等についての講義をおこなう。それでオーケーということになりますと、はじめて名簿に登載されます。

そういった名簿に登載されたという情報は、大阪の例ですと、各部に流しまして、「こういう方が登載されたので、できるだけ基礎的な争いのない事件を」とお願ひします。通常は、入管法違反の事件等、争いのない簡単な事件をやっていただくというかたちで実際の経験を積んでいただいて、どんどん力を伸ばしていただく。OJT といいますか——充分なものではないのですが——そういうかたちでおこないます。

そういったかたちで名簿に登載していただいた方、あるいは初歩的な方については、先ほど申しました基礎研修をおこないます。ほかに基礎的なものとしては、稀少言語を対象として連合開催法廷通訳セミナーというのをおこなっております。これは全国に8高裁あるのですが、そのうちの東京と大阪で担当します。非常に稀少な言語——少ない言語ということですが——これを対象に基礎的なことをおこないます。

さらに上級者コースですが、一定の簡単な事件ができる方に対しては、

法廷通訳フォローアップセミナーというもので、非常に難しい否認事件をやっていただきます。難しい事件で、なかなか実際の法廷でもないような事件なのですが、それをやっていただくなかで力を伸ばしていただくといった研修制度を——まだまだ不十分ですが——やっております。

この研修のなかでは、それぞれ裁判官が、通訳人倫理についての講義は欠かさずおこなっております。私も、先ほど言いました大阪外大——現在は大阪大学ですが——そちらのほうで講義を担当しておりますが、そのなかでも通訳倫理については、ほぼ1講時分さしているといっても過言ではない。最後の試験のときにも、必ずここからは1問出すというかたちで非常に強調した講義をおこなっているつもりです。

○須賀 ありがとうございます。村田さんのほうで、通訳人の研修では、倫理面でどのようにしておられるのかということをご説明いただければ、と思います。

○村田 先ほど、部内通訳人の関係の——警察官を通訳あるいは捜査官というかたちで使う——話を申しあげましたが、当然、民間通訳人に関しましても——充分と申しあげられませんが——そういう登録に際しての書面審査なり面接というところで、しっかりと、本人の能力なり、いま申しあげました正確性とか倫理性的の審査をしたうえで登録していくのだということは、京都府警でもやっております。

研修の面では、隔年ではございますが、2年に1回、民間通訳人の方々に来ていただいて、私どものような捜査部門の者から、そういう犯罪の動向についての教養をしたり、いまのお話にありました倫理面の関係での通訳上の留意事項については、私どもの教養課にあります通訳センターの係員のほうから、細かく研修、指導をするということをおこなっております。

## 通訳者の自己研鑽

○長尾 昔に比べたら、いろいろなところで公的な研修をしていただいで、私たちは、ほんとうにうれしく思っています。ただ、裁判所の研修なり、検察庁、警察での研修も、そちらのほうからピックアップして「誰々

さん、来てください」というかたちなのです。

たとえば、中国語の通訳人はたくさんいます。でも研修は、1回10人とかですよね。ですから、1回呼ばれたら、なかなか順番が回ってこない。もう一生回ってこないんじゃないかと、通訳人のほうからは言っているくらいです。

私は、今度、京産大がこれをしていただくことは、すごくいいなと思います。結局、ピックアップされるのではなくて、自分のほうから勉強したいという人がいける場所ができるということは、素晴らしいことだと思います。1998年に私が、ある補助金をもらって東京フォーラムで研修をやりました。そのときに、なんと東京で200人も来てくれた。全国から200人の司法通訳の研修を受けたいという人がいました。ですから——先ほども須賀さんもおっしゃいましたが——参考書を出版するなり、公開講座を開くなり、自発的に勉強したい人たちの場もつくるということが、たいへん大事だろうと思います。

○藤岡 長尾さんにご質問なのですが、長尾さんご自身は、刑事手続あるいは刑事法全体をどういうふうにして学ばれたのでしょうか。

○長尾 日本司法通訳人協会というのを1992年に立ち上げました。そのときには、実は裁判所で裁判官たちとの意見交換があって——20年前ぐらいですから通訳人はほんとうに少なかったのですが——通訳人が何人か言語別に高裁管内で呼んでいただきました。そのときに、私たちは、通訳人として情報交換がしたかった、通訳人同士で、どう勉強したらいいのかが全然わからなかった。その当時は、実は、こういう『ハンドブック』も、まだ出ていません<sup>(14)</sup>。何にもわからない手探りの状況です——いまは、こういう辞書も出ていますね。法律用語の対訳書も出ていますが<sup>(15)</sup>——そんななかで、どうやって勉強したかとおっしゃいましたが、もう必死の思いでした。

そして、みんなで勉強しようよというので、日本司法通訳人協会を立ち上げました。自己研鑽で、いろいろやっていたら、通訳人ばかりが集まってくると、解釈が全然違うのです。さっきの「みだりに」というの

を全然知らずに、こうだよね、こんなことがあるよね、なんて言っていた。そこで、5年ほどたったら、今度は刑事訴訟の専門家に入ってもらいました。そうすると、法律の勉強が、そこでどどんできてきました。さっきの前科と前歴は違うんだよということも、初めてそこで知る。ですから、ほんとうに地道に小さいグループで研修していったところから、そういうことの勉強をしていった。あるいは、裁判所で聞いた言葉、これって聞いたことない、わからない、訴因変更<sup>(16)</sup>なんて初めて聞いたときは、どうしようと思いました。

でも、結局私がそのあとと思ったのは、それではいけない、絶対研修が要ると。私たちが裁判所でミスをすることで学んでいったのでは、そのときの被告人はどうなるんだ。lucky or unlucky という、この通訳人が付いたからよかったよね、この通訳人が付いたから私は人生が狂ったよね、なんていうことが絶対そこであってはいけないと思いつつながら、必死でこういう教科書<sup>(17)</sup>をつくりながらやってきました。

ですから、いままでは自己研鑽です。でも、いまからは公的な立場なり、アカデミックな部分が動いてくださると、ほんとうにいい通訳人ができてくると思います。

## 註

- (14) 現在では、最高裁判所が編集した『法廷通訳ハンドブック』(11言語版)・『法廷通訳ハンドブック実践編』(17言語版)が、法曹会から出版されている。
- (15) 法務省刑事局外国法令研究会編の『法律用語対訳集』(14言語版)が、商事法務研究会から出版されている。
- (16) 訴因とは、検察官が裁判所に判断を求める犯罪事実を起訴状において示したものをいう。検察官は、訴因を一定の範囲内で追加・撤回・変更することができる(刑事訴訟法第312条)。
- (17) 前出『司法通訳——Q&Aで学ぶ通訳現場』。

## 司法外国語プログラムで教示すべき内容

○藤岡 ありがとうございます。つづいてお聞きしたいのですが、みなさんということになるかもしれません。

いま水島さん、村田さんのほうからありました研修の内容等をお聞きしますと、学内では法学部・外国語学部でいま教科書等を作成している段階なのですが、基礎研修というレベルをどのようにクリアするかというのが第一関門で苦勞していて、ブラッシュアップのレベルの内容までは難しいのではないかと思います。その場合、学部レベルのカリキュラムの内容から、これだけは落としてほしくないということを、ご教示いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○水島 通訳人を使う立場というか、私の立場からすると、訴訟手続についての知識は、やはり充分なものを得ておいていただきたい。これは理想なのですが、はたして現実に通訳人の候補者に登録された方が、そういった知識がおりかというのと、私の面接においては非常に疑問符が付く。それは、もうやむを得ないところだろうと思います。裁判所としても、やはりそこまで要求してしまうと、たぶん登録できる人がなくなってしまうだろう、というのが現状です。

そういったところを、今回の司法外国語プログラム等でやっていただければ、使う側としては、そのぶん安心して信頼できるということかなと思ったりしております。

○藤岡 先ほど水島さんが、研修で講義を一応やるとおっしゃいましたね。講義のあと、何かテストとかはあるわけですか。

○水島 いや、われわれがおこなう法律関係の講義部分については、特にテストというようなものはやっておりません。ただ、研修の際におこなう模擬通訳実習については、終了後に講師の先生方から受講者の通訳能力についてご意見を伺うという程度のことはおこなっております。

○須賀 村田さんのほうは、いかがですか。

○村田 刑事手続という手続きの流れについての知識を持っていただく、素養を持っていただくというのは役に立つと思います。ただ、外国人を扱う捜査官ということになれば、「刑法」という部分で、そういう事実を組立てるということで擬律判断ということが必要になってまいりますので、「刑法」の知識も必要になろうかと思います。

私どもの教養のなかでもテストというのはないのですが最終的に模擬取調べみたいなもの——ここでも入りましたが——、知識的な勉強をして最後にそういうものを持ってきて、実際に即すというようなことは考えたりしてやっております。

○長尾 やはり私が言えるのは、中国語を対象にされているのですから日中の言語運用能力を、通訳トレーニングというものを介しておこなわないと、言葉と言葉がわかったよ、というだけでは通訳はできない。ですから、専門用語はわかった、それだけではなくて、やっぱり理解するということまで踏み込んだ言語運用能力です。認知言語学も含めて、ちょっと最近の通訳トレーニングはそっちまで入っていきませんが、思い出すのではなくて、理解するということまでの日中両方の言語運用能力をお願いしたいと思います。

○須賀 ありがとうございます。

なかなかご注文が多くて、授業の内容をどうしようかというのを、また考え直すというか、集まって相談しなければいけないかなという感想を持っているところです。

倫理面をきっちり教えろということ、内容としては、通訳人に対しては手続きを、警察官に対しては「刑法」をきちんと勉強させてくれ、そして、言語運用能力をちゃんと実際に使えるようなところまで引き上げるように、日中両方つまり日本語についてもきちんと使えるようになる、そういうご注文であったかと思います。日本語をしっかり教えるというのは、なかなか大学教育でも難しいところではあるのですが。

では、藤岡さんのほうから、どうやって法学部あるいはロースクールは、そういうご注文に答えるか、ということをお願いします。

○藤岡 難しい問いです。最初から、困難な課題を課せられているということを申しあげたのですが、法律用語の習得以前に日本語運用能力といえますか、広い意味での教養といえますか、そういうバックグラウンドが必要で、そのうえに法学全般の理解を深め、はじめて法の運用など、先生方ご指摘の運用力が生まれるのだと考えています。4年間という時間ででき

のかな、という不安はあります。そういう思いを非常に強くしているのですが、しかし、このカリキュラムを受講することが動機づけとなり、それが出発点になって自己発展していく契機を与えるということなら、少しはお手伝いできると感じております。

いくらカリキュラムをきちんと組み立てても——特に職業倫理教育において顕著なのですが——学生はそれぞれの個性もありますので、それを一律に高めていくというのは、なかなか至難の業で、理想と現実のはざままで苦しむことになるのだらうと思います。

しかし、そうはいいまして、何もできないということではなくて、いま法学部でお考えになっている、非常に素晴らしい挑戦——私はロースクールに所属していますから、このように申すのですが——は、先ほど長尾さんも言われましたように、自分が望めば学べる場という、その「場」をまず設定しようとしています。そこで、その「場」に加わり、それを機縁に、学生自身が自らを発展させていただきたいのです。意欲のある学生諸君であれば、先ほど先生方が言われた、倫理面も含めて習得してくれるのではないかと期待しているのです。

現在、いろいろカリキュラムを作成しているところですが、特に職業倫理教育については、カリキュラム自体の作成がなかなか難しいとあらためて感じています。

## 司法通訳の将来

○須賀 藤岡さんにまとめていただいたような感じですが、時間が少なくなっただけだったので、最後に、司法通訳という活動というか仕事は、どのようになっていくかということを議論したいと思います。

長尾さんの基調講演のなかで、資格認定あるいは能力認定というものが必要ではないかというご発言がありましたので、そのあたりから、もう少し具体的にお話をいただいて、それについて水島さん、村田さんがどうお考えになるかということをお願いします。

○長尾 昔から私は、やっぱり言語の能力の査定が必要なのではないで

しょうかと、いろいろな方とお話をしています。そのときに、「いやあ、それをやると、いまいる通訳人がいなくなる」という言葉をよく言われるのです。でも、そうではないというのが私の意見なのです。

アメリカ合衆国では、1988年に「Court Interpreter Act」という法律ができて、それで認定制度ができています。そこでは、要するに、すごく難しい、倫理も専門用語も言語も含まれた試験をするのです。これは連邦でやっています。連邦でやる試験は難しいのです。そして合格率が14パーセントと、すごく低いのです。でもグレードを下げないのです。というのは——これは州でもあるのですが、いまは連邦の話をしませう—— Certified Court Interpreter といって、ほんとうに難しいことでも切り抜けて、専門的な言語運用能力もすべてあるという人を certify (認定) するわけです。

そして、その人たちだけでは動きませんので、次に Authorized という、つまり通訳の能力はあるが、その試験にはまだ受かっていない、だけどパイロットのように、何時間かは通訳をした経験があるという自己申告をしっかりとできる人たち。いま、日本でまさに裁判所に行って、ボランティアにやっている人はそうだと思うのです。これだけの通訳の技術がありますと、自己申告してきています、そういう人。

もう一つのカテゴリーが、ad hoc の通訳という、つまり、その場にいる人。警察なんかは、いちいちリストを探して呼んでいられない、いま要る、というときには、それはそれでいいと。その手近にある人というのは表現は悪いですが、そういう3つのカテゴリーで通訳人というものを使い分ける。

要するに、ユーザーのほうが、ほんとうにこれは重大で能力の高い人でなければいけないというときには、その Certified の人に声をかけるというかたちで、運用を柔軟にしているということです。もちろんペイの規定が違いますが、そういうようなかたちができないかなと思っています。

○水島 非常に難しい問題だとは思っております。私は裁判所を代表して出てきたわけではないのですが、先ほどちょっとご説明いたしました現在おこなっている様々な研修の制度を、さらに充実して対応していく、現状を

前提とするとそれに対応できているのだ、というのが裁判所としての立場であろうと思っております。

しかし、ほんとうにそれでいいのかと問い返されますと、将来的にはどうだろうかということは、たしかに残るだろうと思います。司法制度のあり方というのは、まさに裁判員制度を踏まえて、今後国民に関心を持っていただかなければならない分野だろうと思っております。そういったなかで、通訳人のあり方というものも、裁判所だけが考えるのではなくて、国民的な関心を集めて議論されるべきであろうと、司法外国語プログラムにおける試みが、そういった議論に一石を投ずることになるかもしれないと、——これは私のほんとうに個人的な感想程度ですが——そう思ったりしております。

○村田 警察で申しあげますと、今後に向けて、やはり民間の通訳人の方と部内で養成している通訳人との、運用面での使い分けなんかを的確におこなっていくということも、1つの方法であろうと思えます。

大きく、国全体の話になるのですが、そういう能力認定とか資格制度というものは、私も必要であろうと思えます。ただ、現状としては、水島判事がおっしゃったように、いまの現状での通訳の方々がどのように反応されるのかというのがみえてこないで、ちょっと心配な面があるのかなと思っております。

○藤岡 先生方が言われたのに加えて、少し視点が違うのかも知れませんが、将来裁判員制度の実施などによって、刑事法廷は当然さまがわりし、今後、被害者やその関係者が当事者として出席することになります。そうなりますと、よりわかりやすい通訳や被害者側の通訳が課題になってくるだろうと思っております。その場面でどのような法廷通訳ができるのかが問われるのだと思います。2人の通訳人が出席する構造になるのかなど、要するに、法廷のあり方そのものを考えなくてはならないように思います。現実には、裁判員制度や被害者の立場の強化が進行しつつありますので、緊急な課題という側面を持っていると申しあげたいのです。

○長尾 まさにそうですね。オーストラリアに視察に行ったときに法廷を

見ていました。そうすると、通訳人が2人いました。いわゆる法廷通訳人と、被害者のほうにびったり付いた通訳人がいました。その人は——whispering というのですが——ささやきで、ずっと同時通訳をしていました。となると、これはまた能力のもっと高い、同時通訳のできる通訳人が必要になってくるということも、ちょっと付け加えさせていただきます。

○須賀 ありがとうございます。能力認定制度が将来的には望ましいが、現状はどうかというお話で、本学できちんとした修了証を出せば、ひとつの突破口になるのではないかと。ただ、非常に制度設計が難しそうでありますし、産大1校でやってもしょうがないんじゃないかという気もしますので、どのような枠組みをつくるのが、今後の課題だと思っております。

#### 通訳を原因とする誤判の可能性

○須賀 長尾さんの基調講演が一番最初、メルボルン事件から始まりましたので、なかなか衝撃的な話であったと思います。これについて、最後に、まとめの意味で少しお話をしたいと思います。

端的に言って、日本で同じような事件が起こる、通訳が不十分であるということを理由に冤罪が起こることはあり得るのかどうかを、村田さん、水島さんにおうかがいしたいと思います。よろしく申し上げます。

○村田 通訳の誤訳による人権侵害とか無罪事件という事例があることは、承知しております。取調べなり捜査の段階での通訳で、いろいろな問題が起こるということはわかっていることですし、可能性はあるのではないかなと思っております。

ただ、そういう事例をひとつずつみますと、やはり通訳人本人の能力の問題も——先ほどから指摘されていますが——ありますし、私の側から申しあげますと、捜査段階のことですが、捜査官と通訳との結びつき、連携、あるいはリードのしかたとかが不足して、そういったところから問題が起こってきているのではないかなと。最終的に、裁判で供述の任意性が認められないとか、そういう結果になるということがあるのではないかと

思っております。

ですが、私どもとしては、そういったことを防止していきたいのは当然ですし、そのために通訳していただいた供述調書も含めてしっかりと吟味する、あるいは証拠との突き合わせをしっかりとする、細かな裏付けをするということも、当然やっていかなければなりません。実務的なことです。通訳人の方と事前の打ち合わせとか、疑問点が残るのではあれば、それをしっかりと解消して、次の捜査に持っていくというなかたちのことも、きっちりとやっていかないとだめではないかなと思っております。

○水島 冤罪かどうかというのは裁判所の問題であるわけですが、日本で起こりうるのかと問われますと、そういうことはあり得ないとは言いきれません。ですから、そういうことがないよう、できるだけの措置を講じる必要がある、ということです。裁判所では、通訳人を付した事件については、法廷でのやり取りは、すべて録音体に記録するようにしております。そして、判決に対する不服申立てがあった場合には、その録音体を記録と一緒に高等裁判所に送って、通訳の正確性が問題となった場合には検証が可能となるようにしております。

この関係で参考になる判決例があります。大阪高等裁判所の平成3年11月19日の判決<sup>(18)</sup>なのですが、これは中国人被告人が、ほか2名と強盗致死事件を起こしたという事件です。原審は、被告人が被害者に傷害を負わせて死亡させた、これの主犯格というか、直接手を下した、という認定をしたのですが、高裁は、その事実認定に疑問を投げ掛けて、審理をもう一度やり直せというかたちで、原審に差し戻したのです。その判決の理由中の一部で、このような指摘をしております。

①その原審の通訳人は、捜査段階の通訳人と同一人であった。②先ほど言いました録音体の記録が、判決言渡し時のものはあるのですが、それ以外のものについてはなかった。③さらに、原審の通訳人は被告人と領事館の係官とのやりとりについて、それを検察事務官に報告していた、という3つの問題点が指摘されています。通訳の正確性、中立性、公平性自体にも疑問がある——決定的なところで誤訳があったかどうかではなしに——

そういった通訳の正確性等に疑問を抱かせる状況があるのはおかしいのではないか、という指摘です。

こういったこともありまして、われわれが通訳人を選任する場合、捜査段階で担当した通訳人は選任しない、これが原則になっております。それと——先ほど申しましたように——すべて録音体に記録する。また、通訳人の倫理として、そういった秘密事項を他者に明かしてはならないという指導を徹底しています。このように、通訳の問題による誤判といった事態が生じないように十分な配慮をするよう心がけておりますが、それでも、何が起るか分からないのですから、絶対にはないとは言いきれません。そういう努力を日々続けていくほかない、ということだろうと思っております。

○長尾 私たちも、よくそれを勉強会でやるのですが、私たちの法律的な指導をしてくださっています甲南大学のロースクールの渡辺修先生は、日本においては通訳における冤罪は起こり得る可能性は少ない、とおっしゃいます。それはなぜかという、いま水島さんがおっしゃったように、日本には3つありますよね。警察、検察、法廷の3つの部門が、違う通訳人を使う。

ですから、よく私たちが法廷に出ると、警察での通訳がおかしかったとかという証言があって、警察の通訳が証言台に出てきて、私たちが通訳人の通訳をすとか、とても困るような状況があるのですけれども。でも、そうやってダブルチェックどころか、トリプルチェックができるという段階があるということをおっしゃっています。

先ほどのオーストラリアのメルボルン事件のことをちょっと補足説明しますと、オーストラリアのコモンウェルスの場合には、検察庁では捜査はしません。警察の捜査したものを検察官が裁判所に持っていくというかたちですので、捜査段階の通訳、そこから直接裁判にいらいますので、いろいろな意味で先ほどのようなことが起こったのではないか。ですから、だいぶ状況が違うと思います。

日本の場合には、もしも冤罪が通訳のミスで起こったら制度化もどんど

ん進むと思うのですが、残念ながら、その通訳ミスが顕著にあらわれないために、検定制度もなかなかかな、と思います。が、それはとてもいいことだと思います。

註

(18) 判例時報1436号143頁。

### 精神鑑定の通訳

○藤岡 冤罪については、先生方がおっしゃった通りだろうとは思いますが、その予測はもちろんできません。ただ、いま日本で——冤罪が問題であるという意識は勿論ありますが——日常的に問題なのは、故意や責任能力の有無によって無罪か有罪かの分岐点となる場面で、鑑定証人などの証言内容が通訳の表現によって変動する要素があることだろうと思います。先ほどの広島的事件や、最近の長浜の事件のように、鑑定証人などの医学用語を通訳するなどの難しい問題に直面したときに、それを克服する工夫がありましたら、ぜひ教えていただきたいのですが。

○須賀 精神鑑定をするときの通訳さんは、どうしているのかというお話ですね。お医者さんとの面接に立ち会われるとか。

○長尾 法廷通訳が持たないです<sup>(19)</sup>よね。

○通訳者 え？

○長尾 法廷通訳は、精神鑑定に。

○通訳者 いちおう行きましたけど。

○長尾 裁判所からの命令で行きましたか。

○通訳者 ええ、そうですけれども。でも、私のケースはとても日本語が上手なので、訳す場面が少ない。

○長尾 わからないですね。私の場合にも精神鑑定があったのですが、私は行きませんでしたし。

○藤岡 ああ、そうでしたか。

○長尾 それぞれの裁判所の裁量ですね。

ただ、その精神鑑定まではいかなくても、未必の故意であるとか、殺意があったの、なかったのとかという、ほんとうに争いになる事件の微妙なところは、通訳人には難しいし、苦勞していますが、それもそのとおり訳すことに徹する、という技術的な訓練も必要かと思います。

○須賀 はい、ありがとうございました。

最後の話は、法廷通訳、当事者用の通訳ではなくて、ほかの場面でも能力の高い通訳が必要ではないかということです。たしかに、法廷のまへの段階の弁護人の接見ですとか、あとの段階で、退去強制をされるときの通訳であるとか、いろいろ司法外国語プログラムが発展していく余地というのは、まだまだたくさん残されているのかなという感想を持ったところです。

#### 註

(19) 当日来場されていた中国語の司法通訳人に対して、長尾氏が質問した。

#### 質疑応答

○須賀 時間が迫ってまいりまして、ほんとうに短時間しかありませんが、フロアの方から、ご質問等がございましたら、お受けしたいと思えます。どなたか、ご来聴なさっている方で、4人のパネラーに聞きたいことがあるという方がおられましたら、手を挙げてご発言ください。

○フロア1 本日は、貴重なお話をありがとうございました。私は学生時



代に、長尾先生と渡辺先生が神戸でされた同時通訳の入門コースのほうに参加しまして、たいへん勉強になりました。現在は、栃木県にあります白鷗大学というところで、刑事政策を教えております。

最初の質問は、確認ですが、お配りいただいた資料で、来日外国人という場合の正確な定義を教えてください。単に外国人事件とおっしゃられた場合とは違っているのでしょうか。

もう一つなのですが、最後に出てきた被害者側の通訳など問題を考えますと、さまざまな時点で通訳の問題が出てくると思います。たしかに、適正かつ公正で迅速な処理を確保するために、法廷通訳の存在というのが非常に重要だということがよくわかりました。われわれの社会の願いとして、犯罪を少しでも少なくしたいということがあると思うのですが、これを抑えるものとして、刑事制度における司法通訳の役割というのは、ほんとうに大きいと思うのです。

しかし他方で、外国人の多い社会のなかで、どういふ共生をしていくかというか、外国人がどういふふうに関西な社会生活を営んでいくかということがあると思うのです。私は出身は関西なのですが、いま申しあげたように栃木県で働いております。栃木県がある関東も、ほかの例に漏れずブラジルの方が非常に多い地域です。具体的な例を申しあげますと、たとえばお店の 방식을彼らに説明する人がいないがために、地域内で摩擦が起こってしまうということがあって、そういう日常生活の面は、どういふふうを考えようか。

犯罪が起こってからの対応という面で考えると、司法通訳人は重要になってくると思うのですが、そういう日常的な共生という面では、多くの法学部、あるいは大学はどういふふうに対応していくかということも、もしよければお聞かせいただきたいのですが。

○須賀 では、まず来日外国人のほうから。

○村田 最初の確認の部分のご説明を申しあげます。「来日外国人とは」ということですが、これは警察用語でございます。わが国にいる一般の外国人のうち、わが国に生活の本拠があり日本語にも堪能な、いわゆる在日

外国人に対して、それ以外の外国人を来日外国人と総称しております。よろしいでしょうか。

○須賀 『警察白書』等を見ていただければ載っておりますので、ご確認ください。重要な後半のほうですが、これは藤岡さんでしょう。

○藤岡 なかなか難しいです。矯正の場面と限定すれば比較的話しやすいのですが、外国人の方と日本人との関係について文化的・社会的・歴史的なことをどう考えるかに関連しますので、たいへん奥の深い、広い問題ですので、今日は割愛させていただきたいと思うのですが。

犯罪者になった外国人を、もう一度日本社会で、どう受け入れていくかという問題は、通常の矯正の場面と同じように扱っていかなくてはならないということは、原則であると思います。ただ、来日外国人が犯罪を犯しますと、ご承知のように退去強制手続で強制送還される場合が多いだろうと思います。

ですから、事実上、いわゆる更生保護の段階で、外国人の方をどうするかは、深刻な問題となっていないと思うのです。しかし、少数ながらいらっしゃるということからいいますと、先ほど言いましたように、根本的には、どういうふうに日本人が外国人の方に接するのか、その基本姿勢が問われているのだらうと思います。

○フロア1 すみません。私が共生と申しあげましたのは、共に生きるのほうの。

○藤岡 はい、それは、もうそのとおりで前提なのですが、その問題の解決は簡単でないと思います。

○フロア1 たとえば、少し前に静岡県で、在日ブラジル人の方を保護司として採用するか、しないかというところで、ずいぶんと問題になったということです。

○須賀 長尾さん、何か。

○長尾 先ほど申しあげました、日本パブリックサービス通訳翻訳学会というものを2年前に立ち上げております。これは日本司法通訳人協会というのを解消しまして、こちらに移行したようなかたちでもあるわけです

が、要するに、そこでおおいに取り上げているのです。

これは2002年でしたか、外務省の政策で南米へ移住した日本人たちの2世、3世に対しては、単純労働であれ何であれ何をすると別、日本に3年間受け入れるという政策が出されました。中国人に対しては、研修生の制度が外務省のほうから認可されたわけです。それによって中国語をしゃべる中国人、言語からいうとポルトガル語、スペイン語の人たちの2世、3世が、どっと、いま入ってきている。これは別のチャートがありまして、ほんとうに増えています。そして、いまおっしゃったように集住地区というのができてきたわけです。私たちは司法通訳だけ考えていたのですが、医療通訳もコミュニティー通訳も含めた段階で、パブリックサービスの通訳、翻訳という場面で、その学会で取り上げようと思っておりますので、ぜひそちらのほうにご参加いただいて一緒に取り組みたいと思います。

○須賀 ありがとうございます。ちょっと時間は過ぎかけなのですが、もうおひとかた、1問のみ受け付けたいと思います。どなたか。はい、どうぞよろしくお願いします。

○フロア2 中国語関係の通訳は、ちょっとダブつき気味だと聞いたことがあるのですが、ということは、そこで30人採用された学生さんは、やはり特化して警察に事実上いくということになるのでしょうか。

○須賀 司法外国語プログラムの登録を申請した学生が30人強だったという点に関するご質問ですね。内訳は、まだ精査はしていないのですが、法学部の学生だけではなくて、外国語学部の司法通訳人志望の者も入っております。まだ1回生ですので、そのあと2年、3年と勉強していくうちに、たぶん何人かはあきらめる学生も出てくることは避けられないかと——その歩留まりが、できるだけ大きいことを祈ってはいるのですが——。そうしますと、その学生が全員警察に入るかどうかは、わからないところです。警察の採用試験に合格する保証もありません。運良く警察官になっても、そのあと警察で外国人事件の担当になるかどうかは、わからないでしょう。

○藤岡 たぶん、ご質問の趣旨は、中国語通訳をなさる方は多くて足りているんだというお話が、先ほどパネラーのどなたかからあったかと思えます。そこで、いまさら中国語の通訳の方を養成しても、その人たちの活躍する機会はないのではないか、という質問だろうと思います。

おそらく、各都道府県警察等で、警察官像をどのようにお考えになっているかということに関係することですが、法学部のカリキュラム全体との関係でいいますと、学部段階での養成の中身は、警察官志望者、公務員志望者の養成の一環として考えています。他方で、外国語学部の学生からは、長尾さんの跡継ぎになるような方が出てくれることも期待しています。これは、もう学生諸君の志望等によりますが、優秀な、いわゆる倫理観が高く、語学および刑事法の運用能力のある人になっていただきたいし、そういう方を育てたいということでございます。

○須賀 まだ議論すべきことはたくさん残っていますが、時間が来てしまいました。

本日は、4人のパネラーの方々、ほんとうに、有意義なお話をありがとうございました。最後までご清聴いただきましたフロアの皆さま方にも、御礼を申しあげます。では最後に、このシンポジウムの実行委員長である法学部教授の戸田五郎から、閉会のあいさつを申しあげます。

## 閉会あいさつ

法学部教授 戸田 五郎

本日は、京都産業大学法学部創設40周年記念シンポジウムに、かくも多数のご来聴を賜り、主催者一同厚く御礼を申しあげます。

ただ望外に、多数のみなさまにお集まりいただきましたことから、会場が非常に窮屈となりましたこと、また、さまざま不行き届きの点がございましたことを深くお詫び申しあげます。

今回、私どものほうで法学部創設40周年を記念する行事を企画いたしますにあたり、40年の来し方を振り返ると申しますよりも、40年を契機

として、学部の、あるいは大学の将来を見据え、またそれを深く考えていくということを基本方針とすることといたしました。そのうえで、このたびの専門職プログラム発足に合わせ、そのめざすところを広く発信し、今後の発展の出発点としたいと考えたしだいでございます。

本日は幸いにも、基調講演をいただきました長尾先生、水島先生、村田先生という、本日のテーマにとって得難い先生方をパネリストとしてお迎えすることができました。また、本学法務研究科の藤岡教授のご助力を得、須賀准教授にはコーディネーターとして、たいへん尽力をお願いいたしました。充実したシンポジウムとすることができたかと存じます。パネリストのみなさまには、あらためまして御礼を申し上げます。

パネリストの先生方、ご来聴のみなさまには、本日をご縁といたしまして、京都産業大学および法学部のゆく末をお見守りいただき、ご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

そして、いまから10年後の50周年も、またこのような行事を開催することがありますならば、どうかその際にもご参加をいただきまして、私どもの教育と研究、両面での研鑽につき、ご評価を賜りますようお願い申し上げます。

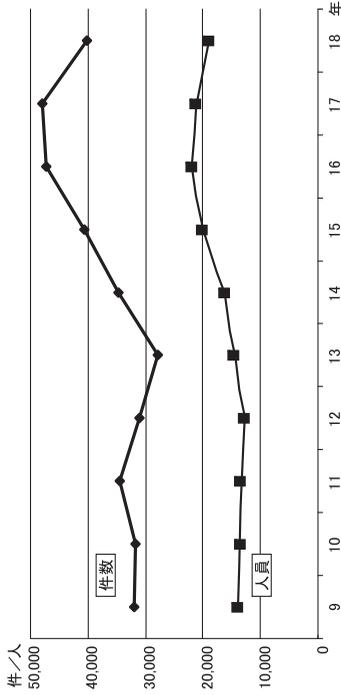
最後に、パネリストのみなさまに、いま一度盛大な拍手をお送りいただきまして、本日のシンポジウムを、これにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(終了)

※本記録の整理と補注は須賀教授にお願いした。御尽力に感謝したい。

(編集委員)

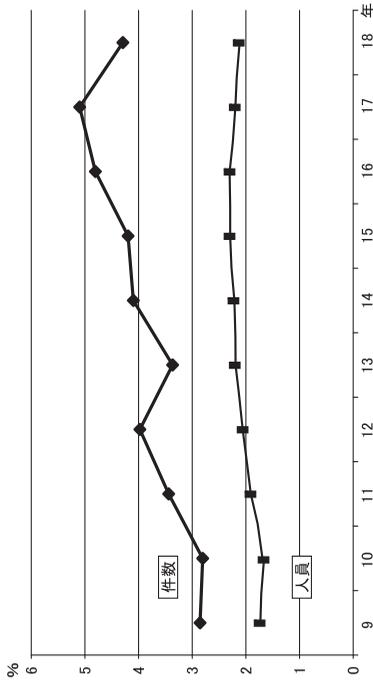
図表 1 来日外国人犯罪検挙状況の推移



年次	平成 9 年	10	11	12	13	14	15	16	17	18
総検挙	件数	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615	47,128	47,865	40,128
	人員	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007	21,842	21,178	18,872
刑法犯	件数	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453
	人員	5,435	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725	8,898	8,505	8,148
特別法犯	件数	10,090	9,263	8,024	9,564	10,488	13,357	15,041	14,828	12,675
	人員	8,448	7,473	6,382	7,492	8,522	11,282	12,944	12,673	10,724

出典：『平成19年版 警察白書』140頁。

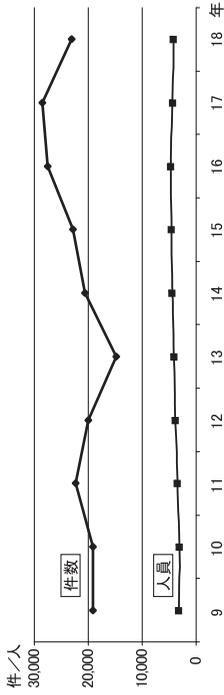
図表2 刑法犯にしめる来日外国人の割合の推移



年次	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	17	18
外国人 割合 (%)	件数 2.85	2.81	3.44	3.98	3.36	4.10	4.20	4.81	5.09	4.29
来日 外国人	人員 1.73	1.66	1.89	2.04	2.20	2.21	2.30	2.29	2.20	2.12
総検挙	件数 21,670	21,689	25,135	22,947	18,199	24,258	27,258	32,087	33,037	27,453
	人員 5,435	5,382	5,963	6,329	7,168	7,690	8,725	8,898	8,505	8,148
	件数 759,609	772,282	731,284	576,771	542,115	592,359	648,319	667,620	649,503	640,657
	人員 313,573	324,263	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602	389,027	386,955	384,250

出典：前掲書62頁・140頁の表より作成。

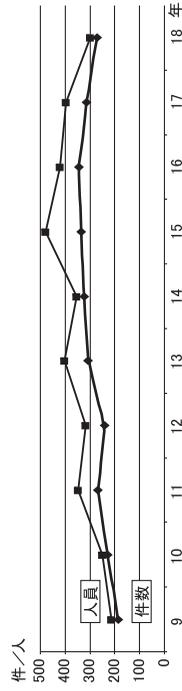
図表3 来日外国人窃盗犯検挙状況の推移



年次	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	17	18
件数	19,128	19,078	22,404	19,952	14,823	20,604	22,830	27,521	28,525	23,137
人員	3,155	3,098	3,404	3,803	4,135	4,395	4,555	4,717	4,344	4,205

出典：前掲書140頁。

図表4 来日外国人凶悪犯検挙状況の推移



年次	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	17	18
件数	187	228	267	242	308	323	336	345	315	270
人員	213	251	347	318	403	353	477	396	421	297

出典：前掲書141頁。

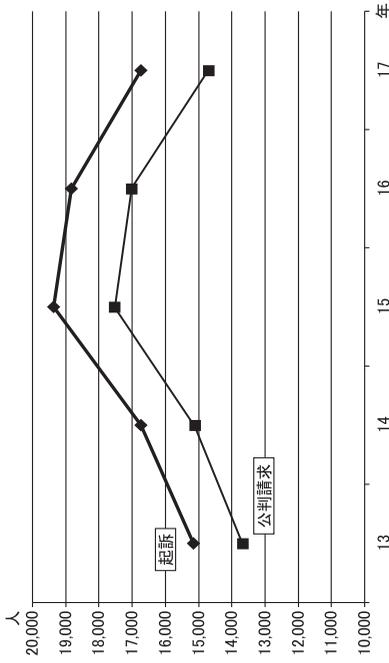
図表 5 来日外国人犯罪の主な国籍・地域別検挙状況の推移

年次	平成9年	10	11	12	13	14	15	16	17	18
総検挙	件数	31,779	34,398	30,971	27,763	34,746	40,615	47,128	47,865	40,128
	人員	13,418	13,436	12,711	14,660	16,212	20,007	21,842	21,178	18,872
中国	件数	8,501	15,458	16,784	12,131	12,667	16,708	16,950	17,006	14,170
	人員	4,899	5,352	5,189	5,879	6,487	8,996	9,259	8,691	6,978
ブラジル	件数	1,331	3,392	3,500	3,766	5,272	4,819	7,281	7,183	4,518
	人員	453	634	772	1,181	1,186	1,224	1,322	1,298	1,348
トルコ	件数	53	94	166	470	4,366	5,496	7,478	6,914	4,504
	人員	37	53	56	71	104	170	128	139	129
韓国	件数	3,139	3,215	3,790	2,635	2,814	2,973	3,207	3,176	3,585
	人員	1,426	1,677	2,038	1,746	1,738	1,793	2,063	2,013	2,151
コロンビア	件数	793	378	349	385	863	1,289	1,013	1,905	2,234
	人員	244	198	147	169	288	284	207	183	151

フリリピン	件数	1,659	2,131	1,469	1,067	1,181	1,348	1,569	1,745	1,986	2,152
		5.2%	6.7%	4.3%	3.4%	4.3%	3.9%	3.9%	3.7%	4.1%	5.4%
ベトナム	人員	1,234	1,307	857	857	909	1,070	1,333	1,637	1,791	1,922
		8.9%	9.7%	6.4%	6.7%	6.2%	6.6%	6.7%	7.5%	8.5%	10.2%
ペルー	件数	7,832	4,203	928	561	795	922	936	954	1,073	1,342
		24.4%	13.2%	2.7%	1.8%	2.9%	2.7%	2.3%	2.0%	2.2%	3.3%
タイ	人員	381	390	396	414	547	673	718	713	778	842
		2.7%	2.9%	2.9%	3.3%	3.7%	4.2%	3.6%	3.3%	3.7%	4.5%
タイ	件数	1,220	1,278	1,438	694	620	666	877	915	1,079	832
		3.8%	4.0%	4.2%	2.2%	2.2%	1.9%	2.2%	1.9%	2.3%	2.1%
タイ	人員	449	471	415	432	482	519	573	576	582	527
		3.2%	3.5%	3.1%	3.4%	3.3%	3.2%	2.9%	2.6%	2.7%	2.8%
タイ	件数	1,252	898	934	713	736	760	831	864	982	778
		3.9%	2.8%	2.7%	2.3%	2.7%	2.2%	2.0%	1.8%	2.1%	1.9%
スリランカ	人員	1,028	761	754	543	614	634	699	761	790	702
		7.4%	5.7%	5.6%	4.3%	4.2%	3.9%	3.5%	3.5%	3.7%	3.7%
スリランカ	件数	171	192	108	125	163	270	214	558	625	638
		0.5%	0.6%	0.3%	0.4%	0.6%	0.8%	0.5%	1.2%	1.3%	1.6%
スリランカ	人員	132	103	104	116	136	162	201	284	279	308
		1.0%	0.8%	0.8%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	1.3%	1.3%	1.6%

出典：警察庁ホームページ「平成19年版 警察白書 統計資料 2-10」(<http://www.npa.go.jp/hakusyo/h19/toukei/t2-10.pdf>)。

図表 6 外国人事件の起訴人員・公判請求人員の推移



起訴人員 公判請求人員

年次	平成13年	14	15	16	17	平成13年	14	15	16	17
総数	15,152	16,739	19,357	18,827	16,730	13,659	15,085	17,003	17,003	14,689
中国	5,495	6,044	7,825	7,476	6,651	5,182	5,632	6,951	6,951	6,030
韓国・朝鮮	3,660	3,812	3,750	3,635	3,329	2,871	3,008	2,848	2,848	2,494
ブラジル	912	807	933	1,167	1,107	810	706	840	1,053	963
フィリピン	829	867	1,114	956	856	790	831	1,069	908	805
タイ	610	640	727	684	633	602	623	665	665	619
イラン	776	891	599	459	504	768	885	590	452	495
ベトナム	374	472	522	484	486	367	463	511	474	451

ベルー	339	428	393	413	339	316	398	370	369	294
コロンビア	195	378	303	317	310	185	370	299	311	307
マレーシア	212	258	323	330	241	208	258	323	325	240
パングラデシュ	167	218	299	298	239	163	210	294	293	231
パキスタン	277	275	327	249	222	267	264	307	233	190
ミャンマー	125	168	270	281	180	120	162	270	281	179
アメリカ	173	160	197	167	175	143	122	162	130	134
ロシア	126	77	120	211	157	72	39	84	158	123
インドネシア	69	127	190	230	134	65	122	185	224	127
スリランカ	120	158	175	233	133	115	151	170	224	126
イスラエル	55	77	96	127	119	42	55	48	89	84
ナイジェリア	44	63	71	89	99	37	55	59	79	83
インド	57	76	94	119	61	55	70	91	110	51
英国	32	73	56	51	51	24	62	47	45	40
カナダ	16	18	27	55	31	11	10	23	50	27
フランス	16	32	35	25	22	16	27	30	22	16
オーストラリア	12	14	31	20	22	12	9	18	15	19
ドイツ	15	11	19	6	11	15	8	18	5	11
シンガポール	7	15	16	13	10	6	13	14	13	9
イタリア	4	17	6	1	4	4	17	5	1	2
その他の外国	430	558	835	725	595	388	510	787	669	533
無国籍	5	5	4	6	9	5	5	2	6	6

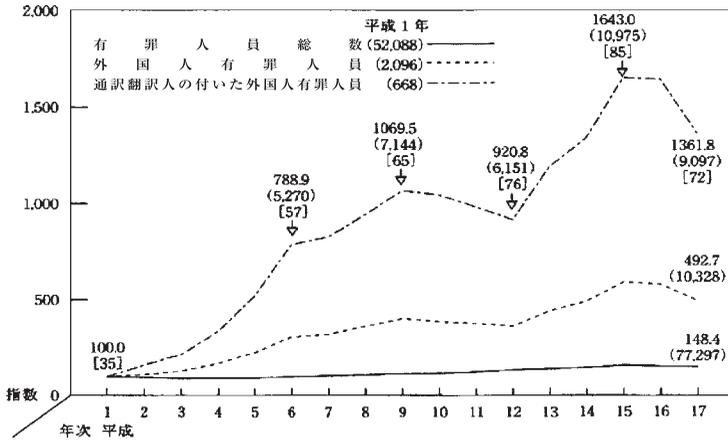
注：自動車等による業務上過失（重過失）致死傷事件及び道路交通法違反事件を除く。  
 出典：最高裁判所事務総局刑事局「平成17年における刑事事件の概況（下）」法曹時報59巻3号（2007年）100・101頁。

図表 7 通訳翻訳人の付いた外国人事件の終局人員の推移（通常第一審）

年次		平成 8 年	9	10	11	12	13	14	15	16	17
地方裁判所	終局人員	54,880	57,301	58,257	61,640	68,190	71,379	75,570	80,223	81,251	79,203
	うち外国人 (割合)	7,543 13.7%	8,345 14.6%	8,200 14.1%	7,950 12.9%	7,621 11.2%	9,325 13.1%	10,400 13.8%	12,602 15.7%	12,447 15.3%	10,625 13.4%
	うち通訳人付き (割合)	6,310 83.7%	7,158 85.8%	7,031 85.7%	6,622 83.3%	6,181 81.1%	7,932 85.1%	8,977 86.3%	11,030 87.5%	10,983 88.2%	9,161 86.2%
簡易裁判所	終局人員	9,541	9,604	10,696	11,362	11,520	11,489	12,682	13,732	14,448	14,549
	うち外国人 (割合)	229 2.4%	223 2.3%	285 2.7%	327 2.9%	309 2.7%	279 2.4%	313 2.5%	308 2.2%	333 2.3%	286 2.0%
	うち通訳人付き (割合)	81 35.4%	93 41.7%	128 44.9%	171 52.3%	147 47.6%	130 46.6%	153 48.9%	145 47.1%	180 54.1%	142 49.7%

出典：前掲論文103頁。

図表8 通訳翻訳人の付いた外国人事件の有罪人員の推移（通常第一審）



- 注：1 刑事通常第一審事件票による。  
 2 平成1年を100とする指数である。  
 3 ( )内は実人員であり、[ ]内は通訳翻訳人の付いた外国人有罪人数の国籍数である。

出典：前掲論文104頁。

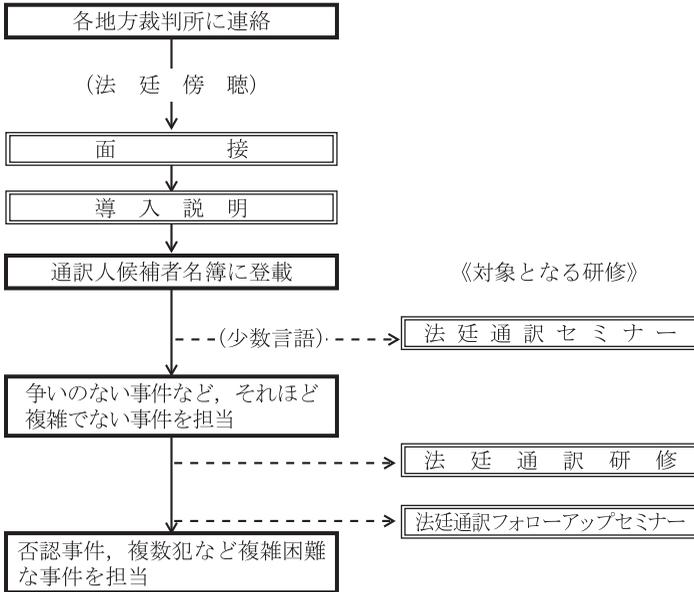
図表9 通訳翻訳人の付いた外国人事件の言語別終局人員の推移(通常第一審・地裁)

年次	平成13年	14	15	16	17		
					人	割合	
総数	7,932	8,977	11,030	10,983	9,161	100.0%	
中国語	3,383	3,428	4,542	4,813	4,167	45.5%	
(内訳)	北京語	3,179	3,155	4,322	4,587	3,952	43.1%
	広東語	57	79	75	90	79	0.9%
	福建語	66	74	38	32	41	0.4%
	台湾語	12	12	5	6	11	0.1%
	上海語	36	50	24	19	10	0.1%
	その他	33	58	78	79	74	0.8%
韓国・朝鮮語	1,087	1,189	1,413	1,221	964	10.5%	
フィリピン (タガログ) 語	550	708	844	833	667	7.3%	

タイ語	498	556	621	530	512	5.6%
ポルトガル語	342	450	452	455	512	5.6%
スペイン語	367	558	560	528	413	4.5%
英語	252	277	341	326	283	3.1%
ベトナム語	181	265	308	293	249	2.7%
ベンガル語	147	188	268	289	247	2.7%
ベルシャ語	442	465	397	275	237	2.6%
ミャンマー語	120	140	272	271	202	2.2%
ウルドゥー語	189	244	252	227	141	1.5%
インドネシア語	49	104	165	225	115	1.3%
シンハラ語	73	102	122	146	81	0.9%
ロシア語	50	36	40	81	77	0.8%
トルコ語	53	57	97	99	65	0.7%
ネパール語	39	33	87	79	46	0.5%
ヘブライ語	11	17	21	27	41	0.4%
モンゴル語	8	24	66	66	28	0.3%
ヒンディー語	33	45	45	69	26	0.3%
パンジャビ語	8	13	19	28	20	0.2%
フランス語	14	25	34	26	13	0.1%
タミール語	8	15	23	24	9	0.1%
その他	28	38	41	52	46	0.5%

出典：前掲論文110頁。

図表10 裁判所の法廷通訳人研修システム



出典：裁判所ホームページ「What's 法廷通訳」([http://www.courts.go.jp/saiban/wadai/1703\\_2.html](http://www.courts.go.jp/saiban/wadai/1703_2.html))。

図表11 裁判所の法廷通訳人名簿搭載者数

年次	搭載者数	対応言語数
平成15年	3,635	46
16	3,665	50
17	3,772	52
18	3,824	54
19	3,903	55

出典：裁判所ホームページより作成。